

越谷市次世代育成支援行動計画【平成17年度～21年度】

みんなで子育て越谷プラン

越 谷 市

はじめに

万葉の時代に「しろがねもくがねも玉も何せむにまされる宝子にしかめやも」と詠んだ歌人がいたように、いかなる時代であっても子どもは、かけがえのない存在であり、次代の希望といえます。子どもたちの屈託のない笑顔や歓声は、私たちに優しさややすらぎを与えてくれます。

しかしながら、家族構成や地域コミュニティ、就労の状況等の変化は、子どもの育ちや家庭に影響を与えており、子育て環境の整備が求められています。

越谷市は、これまでも安心して子育てができる環境づくりを進めてまいりましたが、国におきまして次世代育成支援対策推進法が制定され、全国の自治体や企業に次世代育成支援に関する行動計画の策定が義務付けられたことから、子育て支援の取り組みを今後とも計画的、総合的に推進するため本計画を策定いたしました。

この計画は、次代を担う子どもを育てる家庭への支援や子ども自身が健やかにいきいきと成長できる環境づくりを目指したものです。したがって、それらを総合的に推進するため、児童福祉、教育、保健・医療、生活・安全等の幅広い分野から施策を展開し、子育ての基本を家庭としつつ、学校、地域、企業など、社会全体で子どもたちの育ちやその家庭を支援していこうとするものです。

この計画の基本理念にありますように、地域の温かな支えあいの中で、越谷に育つ子どもたちが、きらきらと輝き、希望を抱き、心豊かに成長できるよう努めるとともに、市民の皆様が、次世代育成の意義、価値を共有し、支援の輪が広がっていくよう期待いたしております。

行動計画の策定にあたっては、ニーズ調査の実施や児童福祉審議会において意見を伺うとともに、行動計画の素案を公表し、直接市民の皆様からご意見を伺いながら策定してまいりました。

この計画の策定にご協力いただきました市民の皆様を始め、ご尽力をいただきました関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成17年3月

越谷市長 板川文夫

目 次

第1章 次世代育成支援行動計画策定の趣旨	1
1 計画策定の目的	3
2 計画の性格	3
3 計画の期間	4
第2章 越谷市の子育て環境の状況	5
1 人口の動向	7
2 子どもや家庭、地域等をめぐる状況	11
3 主な子育て支援サービス事業の状況	31
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	45
2 基本目標	46
(1) 地域全体で子育て家庭を支えます	46
(2) 子どもの健やかな成長と親子の健康づくりを支えます	46
(3) 次代を担う子どもの成長を支えます	47
(4) 子どもにやさしいまちづくりを進めます	47
3 行動計画の施策体系	48
第4章 基本施策及び事業の展開	51
1 地域全体で子育て家庭を支えます	53
(1) 子育て家庭と地域のつながりをつくります	54
(2) 家庭での育児や仕事と両立するための子育て支援サービスを充実します	57
(3) さまざまな子育て家庭を支えます	63
(4) 子育てしやすい就労環境づくりを支援します	68
2 子どもの健やかな成長と親子の健康づくりを支えます	73
(1) 子どもの健全な発育や親子の健康増進を進めます	74
(2) 小児医療の充実に取り組みます	78
(3) 食を通じた健康なこころと体づくりに取り組みます	80

3	次代を担う子どもの成長を支えます	83
(1)	子どもの生きる力をはぐくむ環境づくりを進めます	84
(2)	子どもの心と身体健康づくりを進めます	89
(3)	地域に開かれた学校づくりを行います	93
4	子どもにやさしいまちづくりを進めます	95
(1)	子どもの権利を尊重するよう進めます	96
(2)	子どもを交通事故や犯罪から守ります	99
(3)	子どもや子ども連れにやさしいまちをつくりま	102
第5章 目標事業量の設定		105
第6章 計画推進のために		111
1	家庭、地域、企業の役割	113
2	関係団体・機関との連携	114
3	事業の進捗状況の把握及び報告・公表	114
資料編		115
資料1	越谷市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱	117
資料2	計画策定体制	120
資料3	計画策定にかかる越谷市児童福祉審議会の開催経過	121
資料4	越谷市児童福祉審議会委員名簿	122
資料5	越谷市子ども憲章	123
資料6	用語解説	124

第 1 章 次世代育成支援行動計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

本計画は、地域・企業・行政など社会全体で子ども自身の成長や子育て家庭を支援し、家庭において子育ての喜びが実感でき、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目的としています。

2 計画の性格

(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく計画

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)に基づくものであり、国の「行動計画策定指針」(平成15年8月、厚生労働省など7省庁による)に沿って策定される計画です。

(2) 次世代育成に係る総合的な計画

本計画は、子どもの健やかな成長や子育て家庭にかかる多様なニーズに対応できるよう、次世代育成に係る総合的な計画です。また、施策や事業について、できるだけ数値目標などを設定した具体的な計画です。

本計画は、「越谷市総合振興計画」を始めとする本市の各種計画と調和がとれたものとして策定され、母性及び乳幼児の健康保持・増進を図るための母子保健計画を包含しています。また、本計画の策定により、「越谷市エンゼルプラン」(平成13年度～平成17年度)は発展的に解消されます。

(3) 開かれた方法により策定する計画

本計画は、アンケート調査の実施や計画策定段階においても計画の内容を公表し、広く市民の意見を聴くなど、市民の意見を反映して策定する計画です。また、この計画を策定または変更したときは遅滞なく公表し(情報公開) 広く市民に知らせることになっています。

3 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は 10 年間の時限立法です。越谷市が定める行動計画の期間は平成 17 年度からの 5 年間で 1 期（前期計画）とするもので、前期計画に関する必要な見直しを平成 21 年度までに行った上で、平成 22 年度からの 5 年間の後期計画を定めることとなります。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
前 期 計 画 見直し					後 期 計 画				

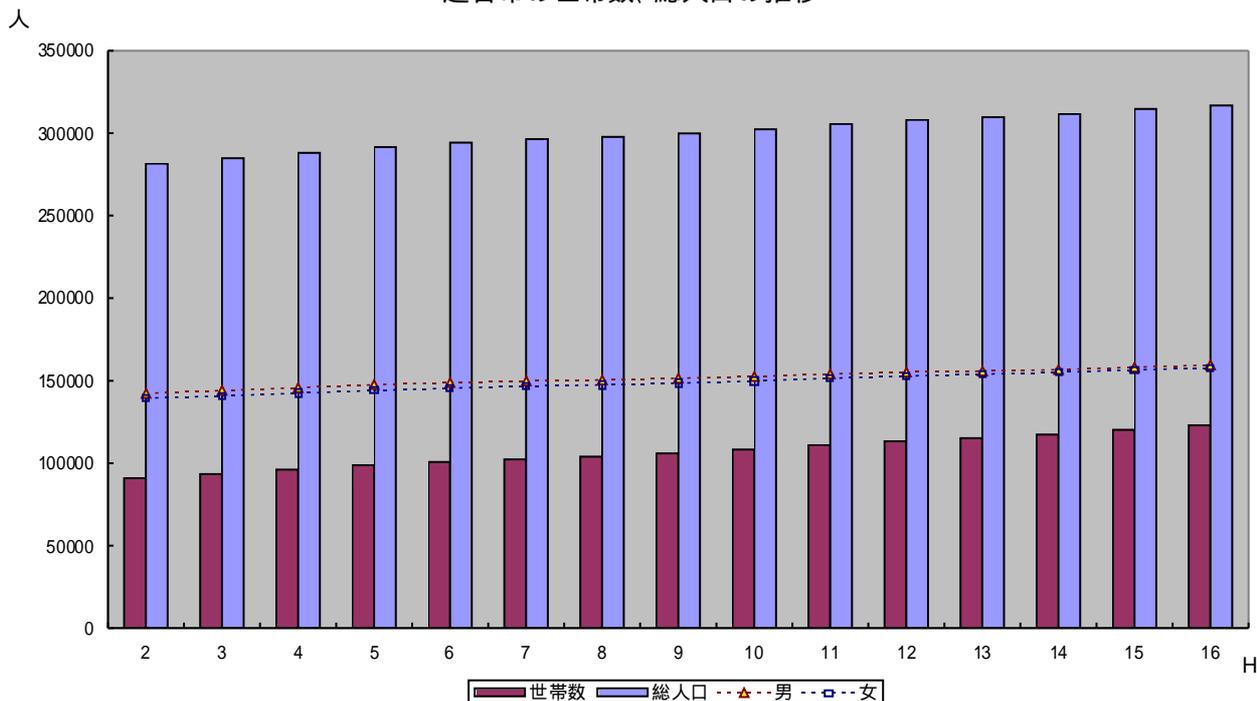
第2章 越谷市の子育て環境の状況

1 人口の動向

(1) 越谷市の総人口の推移

本市の人口は、平成2年から5年までは年間3,000人以上の増加がありましたが、それ以降は、年により1,400人前後から3,000人前後の増加となっています。

越谷市の世帯数、総人口の推移

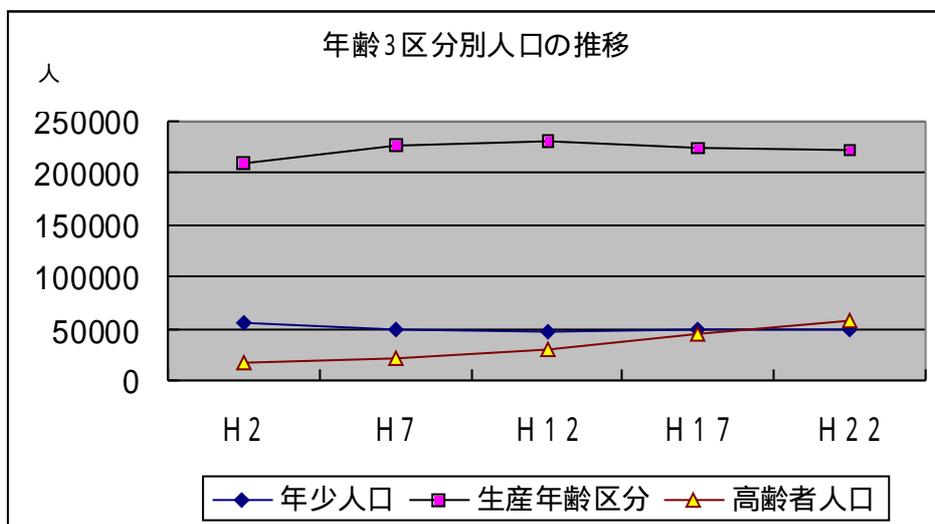


越谷市の世帯数、総人口の推移

年次	世帯数	総人口	男	女	増減数
平成2年	90,871	281,623	142,208	139,415	4,479
平成3年	93,398	284,836	144,077	140,759	3,213
平成4年	96,168	288,101	145,770	142,331	3,265
平成5年	98,718	291,519	147,595	143,924	3,418
平成6年	100,677	294,257	148,845	145,412	2,738
平成7年	102,351	296,426	149,775	146,651	2,169
平成8年	103,930	297,822	150,413	147,409	1,396
平成9年	105,872	299,870	151,420	148,450	2,048
平成10年	108,239	302,368	152,524	149,844	2,498
平成11年	110,993	305,566	154,102	151,464	3,198
平成12年	113,305	308,047	155,195	152,852	2,481
平成13年	115,119	309,743	155,790	153,953	1,696
平成14年	117,398	311,737	156,717	155,020	1,994
平成15年	120,257	314,667	158,172	156,495	2,930
平成16年	122,637	316,466	158,959	157,507	1,799

(注) 各年4月1日現在の住民基本台帳人口 + 外国人登録者数

(2) 年齢3区分別人口の推移



全国的に、高齢者人口は増加し、年少人口は減少する傾向にあります。本市でも同様な傾向が見られます。

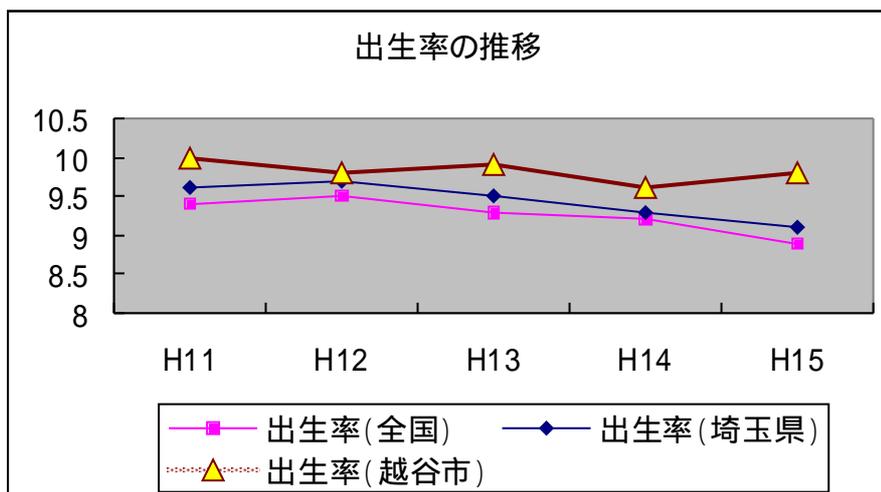
年齢3区分別人口の推移 (国勢調査)

区分	総人口	年少人口		生産年齢人口		高齢者人口	
		0～14歳	%	15～64歳	%	65歳以上	%
平成2年	285,259	55,279	19.4	209,552	73.5	16,692	5.9
平成7年	298,253	48,184	16.2	226,220	76.1	22,197	7.4
平成12年	308,077	46,268	15.0	230,870	74.9	30,939	10.0
平成17年	318,531	45,988	14.5	225,247	70.7	47,286	14.8
平成22年	322,759	43,586	13.5	215,570	66.8	63,604	19.7

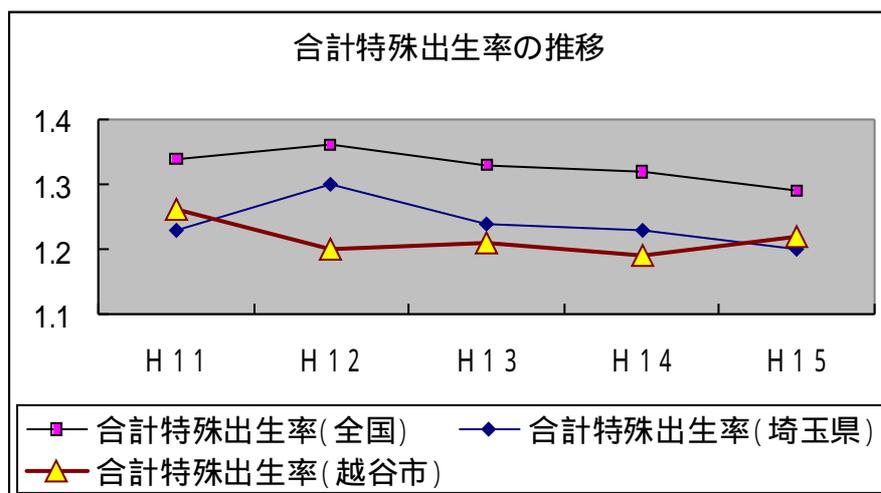
(注) 平成2年～12年は国勢調査。平成17年～22年は推計。

(3) 越谷市の出生数、出生率、合計特殊出生率の推移

越谷市の出生数をみますと、平成11年から14年では年間で約3,000人(3,014人～3,078人)で推移しています。出生率では、平成11年の10.0から平成14年の9.6へ低下していますが、平成15年は9.7で、やや上昇しました。全国や埼玉県と比較すると、高くなっています。



合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に産む平均の子ども数)では、越谷市は平成11年の1.26から平成14年の1.19へと低下していましたが、平成15年は1.22で上昇しています。埼玉県や全国と比較しますと、越谷市は平成12年以降、埼玉県や全国よりも低くなっていますが、平成15年では、埼玉県を上回っています。



出生数、出生率、合計特殊出生率の推移

年次	出生数			出生率			合計特殊出生率		
	全国	埼玉県	越谷市	全国	埼玉県	越谷市	全国	埼玉県	越谷市
平成 11 年	1,177,669	65,711	3,078	9.4	9.6	10.0	1.34	1.23	1.26
平成 12 年	1,190,547	66,376	3,016	9.5	9.7	9.8	1.36	1.30	1.20
平成 13 年	1,170,662	65,418	3,062	9.3	9.5	9.9	1.33	1.24	1.21
平成 14 年	1,153,855	64,762	3,014	9.2	9.3	9.6	1.32	1.23	1.19
平成 15 年	1,123,828	63,353	3,062	8.9	9.1	9.7	1.29	1.21	1.22

(注)厚生労働省「人口動態統計」による。

出生率：人口千人に対する出生数を示す。

合計特殊出生率：1人の女性（15歳～49歳）が一生の間に産む平均の子ども数。「人口動態統計」（厚生労働省）の資料に基づき、埼玉県福祉政策課で算出したもの。

人口の動向のまとめ

本市では、高齢者人口は増加し、年少人口は減少する傾向にあります。また、合計特殊出生率は、平成15年度では埼玉県平均を上回っています。

近隣との関係では、子どもを介して築かれる要素が大きく、少子化は地域コミュニティの希薄化や親同士の交流、子育て経験者と出会う機会を減少させるため、地域の子育て機能の低下をもたらし、孤立した中での育児や育児不安などの問題が顕在化してきます。

また、異年齢の子ども同士による遊びなどを通しての社会性の習得が難しくなるなど、少子化は、子ども社会にも影響を与えます。

課題

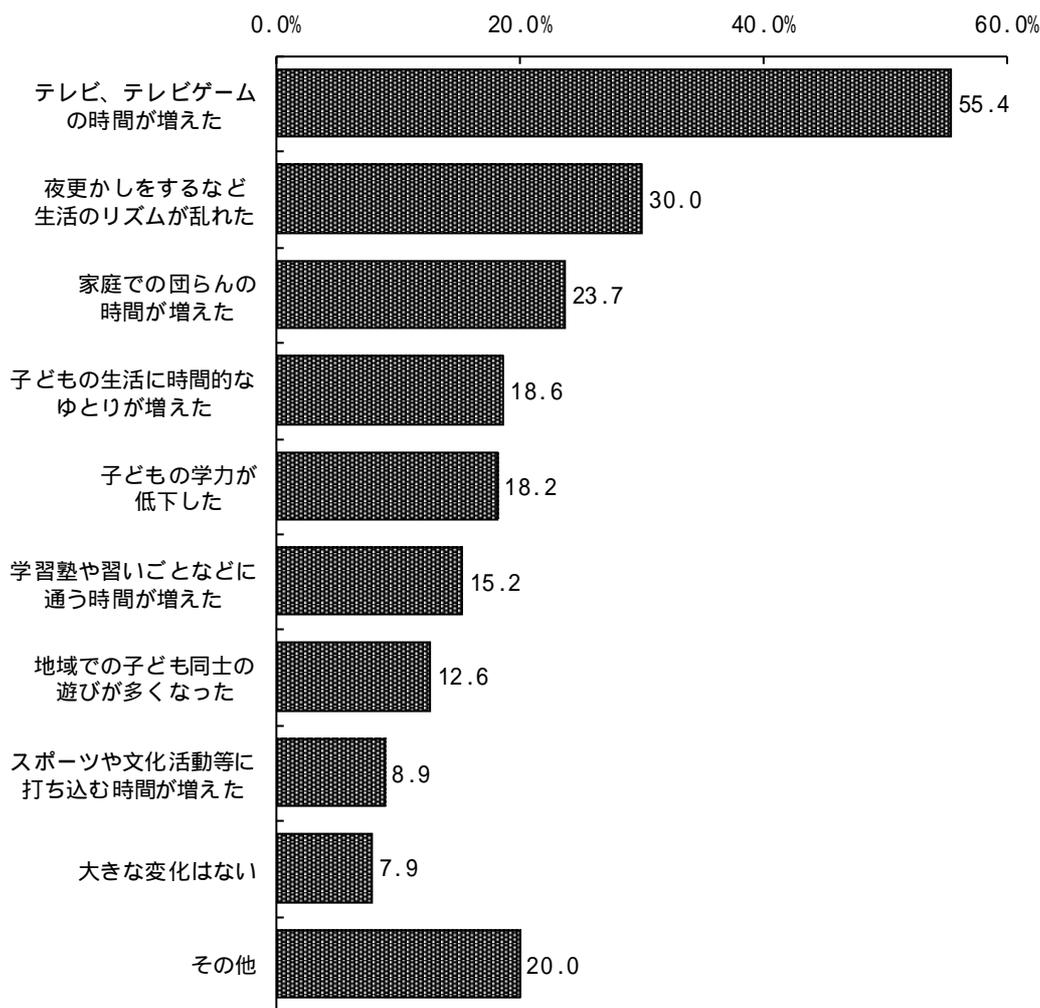
- ・子育ての孤立感や負担感を軽減
- ・親の交流機会の提供や相談機能の充実
- ・子どもの社会性の習得

2 子どもや家庭、地域等をめぐる状況

市では、この計画を策定するための基礎資料を得るため、平成16年1月に越谷市子育て実態調査を実施しました。そして、就学前児童の保護者1,523人（回収率60.9%）、小学生の保護者1,393人（回収率55.7%）から回答を得ました。このアンケートの調査項目から、本市における子どもや家庭、地域等を取り巻く状況は以下のとおりです。なお、一部は、厚生労働省等の調査の資料を用いました。

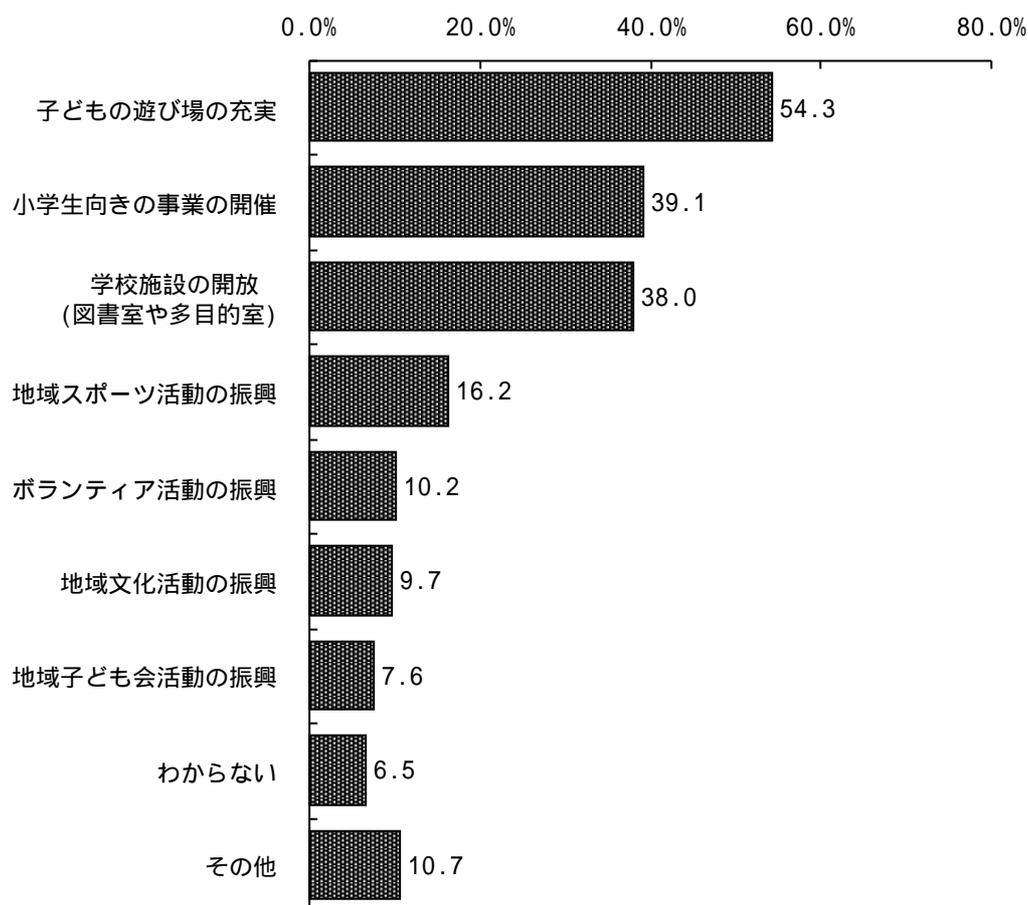
(1) 子どもの状況

学校週5日制による子どもの生活の変化について（複数回答）



学校週5日制による子どもの生活の変化については、「家庭での団らんの時間が増えた」、「子どもの生活に時間的なゆとりが増えた」とする回答がある反面、「テレビ・テレビゲームの時間が増えた」、「夜更かしをするなど生活のリズムが乱れた」といった回答が多くなっています。

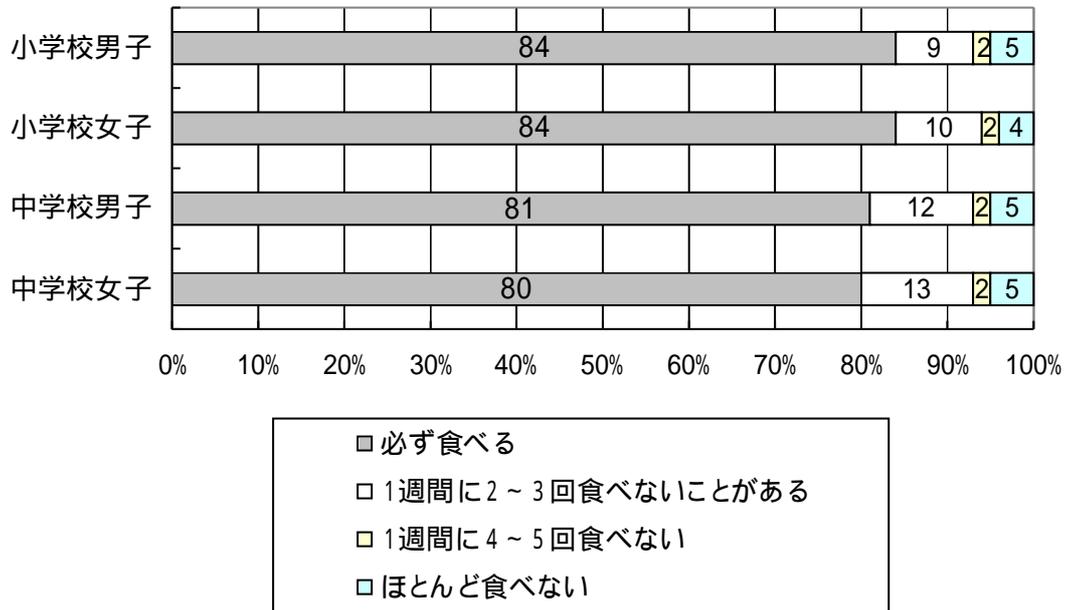
学校週5日制になって行政に望むこと（複数回答）



学校週5日制になって行政に望むことについては、「子どもの遊び場の充実」や「小学生向けの事業の開催」、「学校施設の開放（図書室や多目的室）」等、子どもの居場所づくりに関する要望が多くなっています。

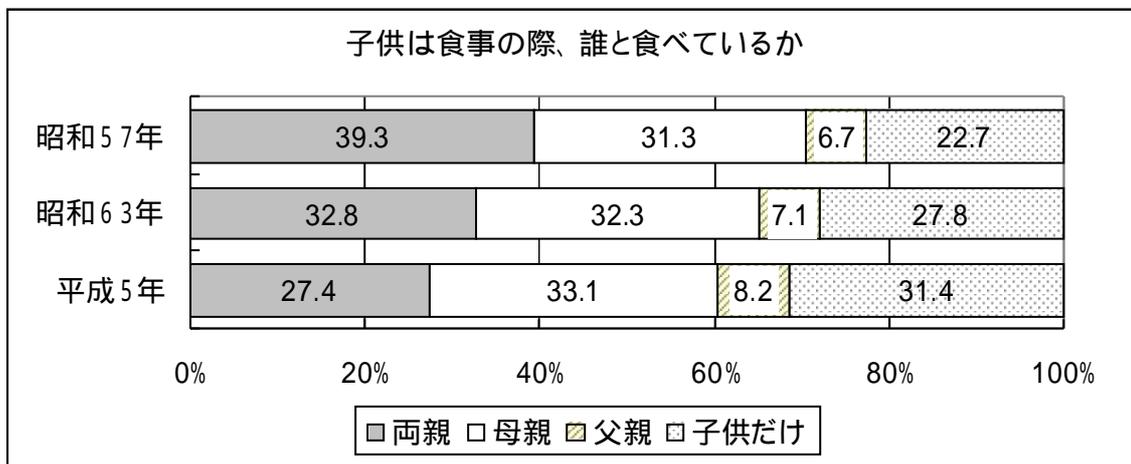
児童の朝食の欠食状況について

児童の朝食の欠食状況



厚生労働省「平成12年度児童生徒の食生活等実態調査」

お子さんの食事の時、誰と食べていますか



文部省「平成5年度国民栄養調査」

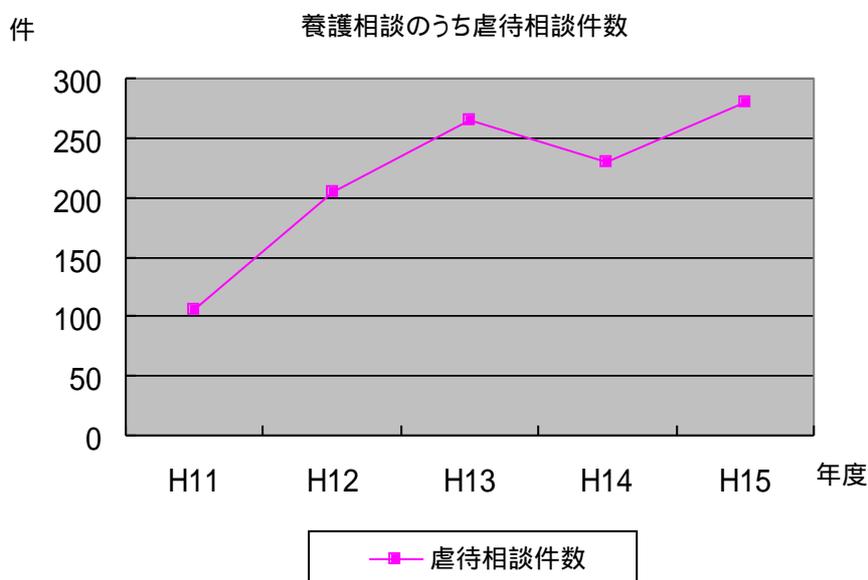
朝食の喫食状況についての調査から、朝食を毎日とらない子どもが10%以上いることが分かります。また、一人で食事をする子どもが30%以上となっています。

子どもに関する相談件数について(相談内容別)

【越谷児童相談所管内相談内容別受付状況】

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
養護	368	532	631	545	652
うち虐待	106	204	264	230	280
保健	22	14	3	9	10
心身障害	1097	1112	1137	1129	970
肢体不自由	33	40	45	45	36
知的障害	955	1017	1026	1027	898
その他	109	55	66	57	36
非行	195	185	238	192	235
く犯行為等	87	61	97	79	68
触法	108	124	141	113	167
育成	210	227	245	233	225
性格行動	135	137	181	158	149
不登校	61	62	43	57	62
適性	3	1	0	2	4
しつけ	11	27	21	16	10
その他	53	20	28	18	26
計	1945	2090	2282	2126	2118

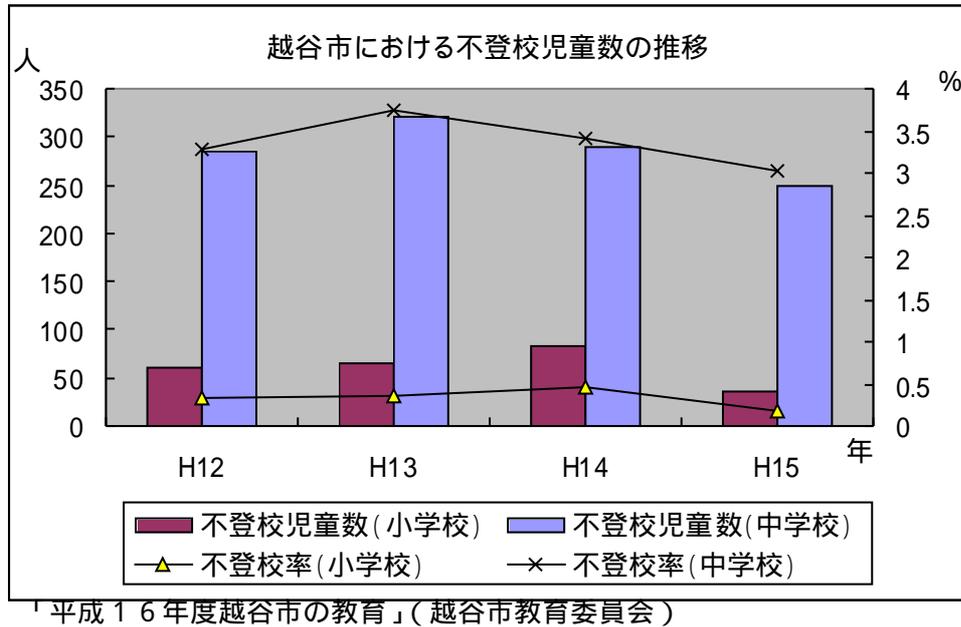
【越谷児童相談所管轄区域】 越谷市・春日部市・草加市・八潮市・三郷市
幸手市・吉川市・宮代町・栗橋町・鷲宮町・杉戸町・松伏町・庄和町



埼玉県越谷児童相談所統計

越谷児童相談所管内の養護相談のうちの虐待相談件数は、平成14年度はやや減少したものの、その後は依然として増加傾向にあります。

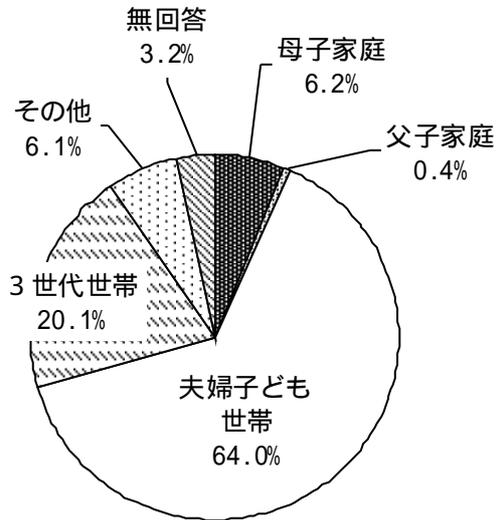
不登校児童数の推移



本市の不登校児童数は、小学校・中学校ともに平成14年以降減少し、また、不登校率も減少傾向にあります。

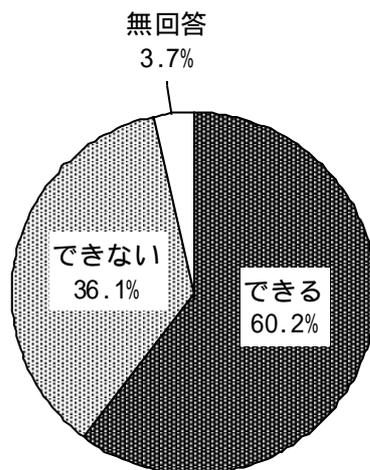
(2) 家庭の状況

家族の構成について(小学生の家庭)



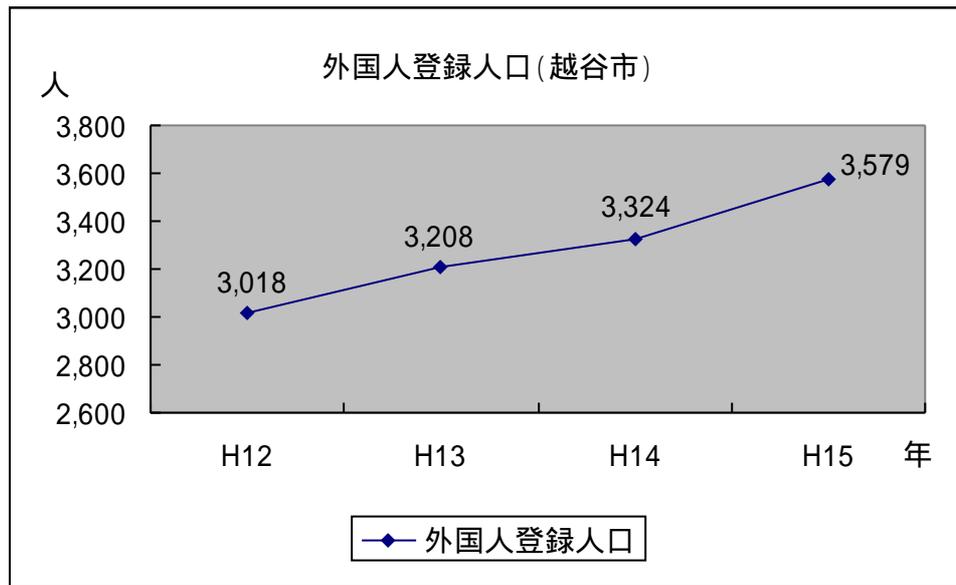
子育て家族の家族構成については、夫婦子ども世帯、いわゆる核家族が最も多く、6割を超えています。また、ひとり親家庭も小学生家庭で6%以上になっています。

同居家族は子どもの世話ができるか(就学前児童の家庭)



同居家族は子どもの世話ができるかについては、約4割ができないと回答し、親だけで子育てをしている家庭が多くなっています。

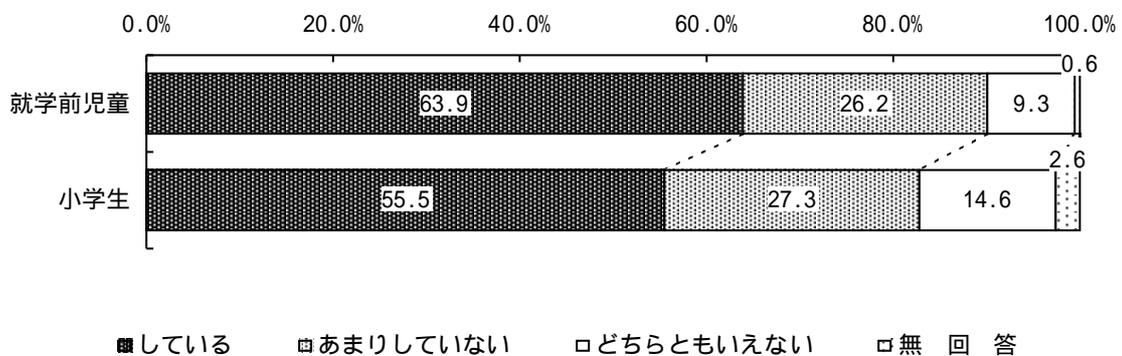
外国人登録人口の状況



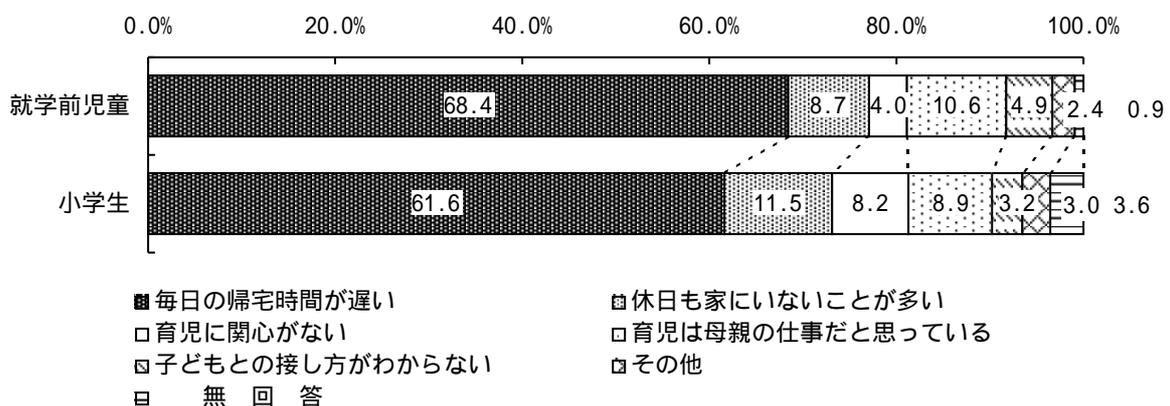
平成15年度版越谷市統計年報

外国人登録人口は、年々増加傾向にあり、外国籍の子育て家庭が増えています。

父親の子育てへの参加状況について

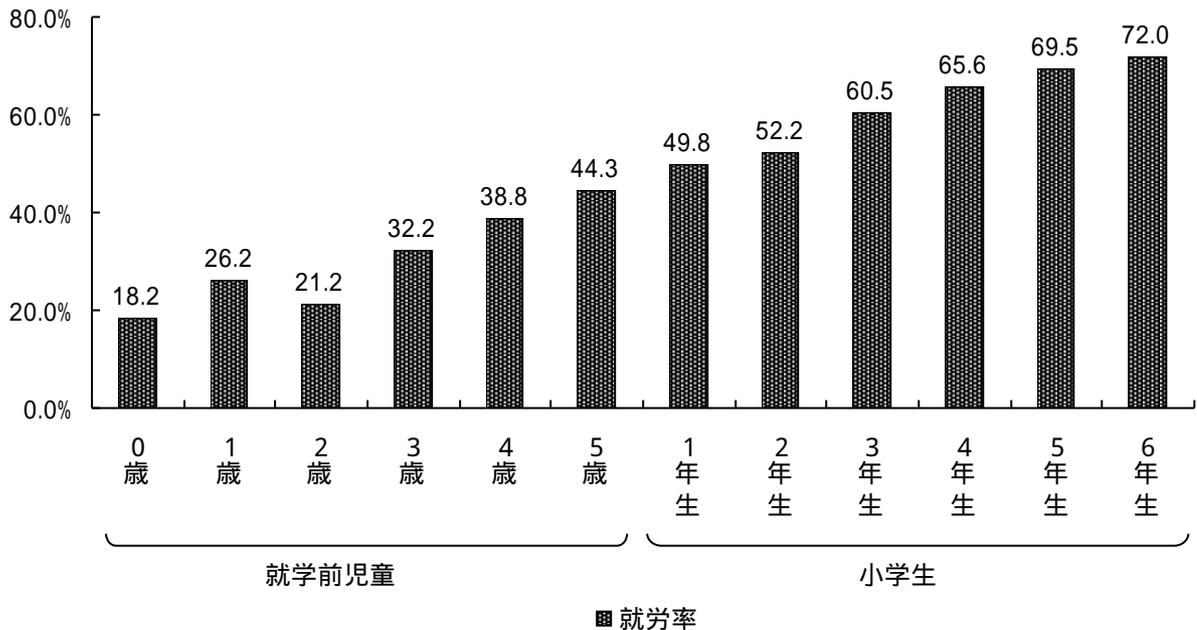


父親が子育てに参加しない理由



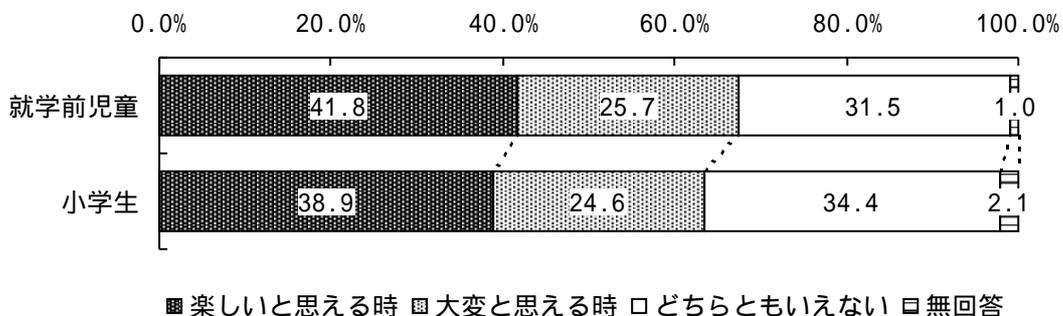
父親の子育てへの参加状況については、参加している父親の割合が6割前後で、また、子育てに参加しない理由については、「毎日の帰宅時間が遅い」との回答が最も多くなっています。

母親の就労状況について



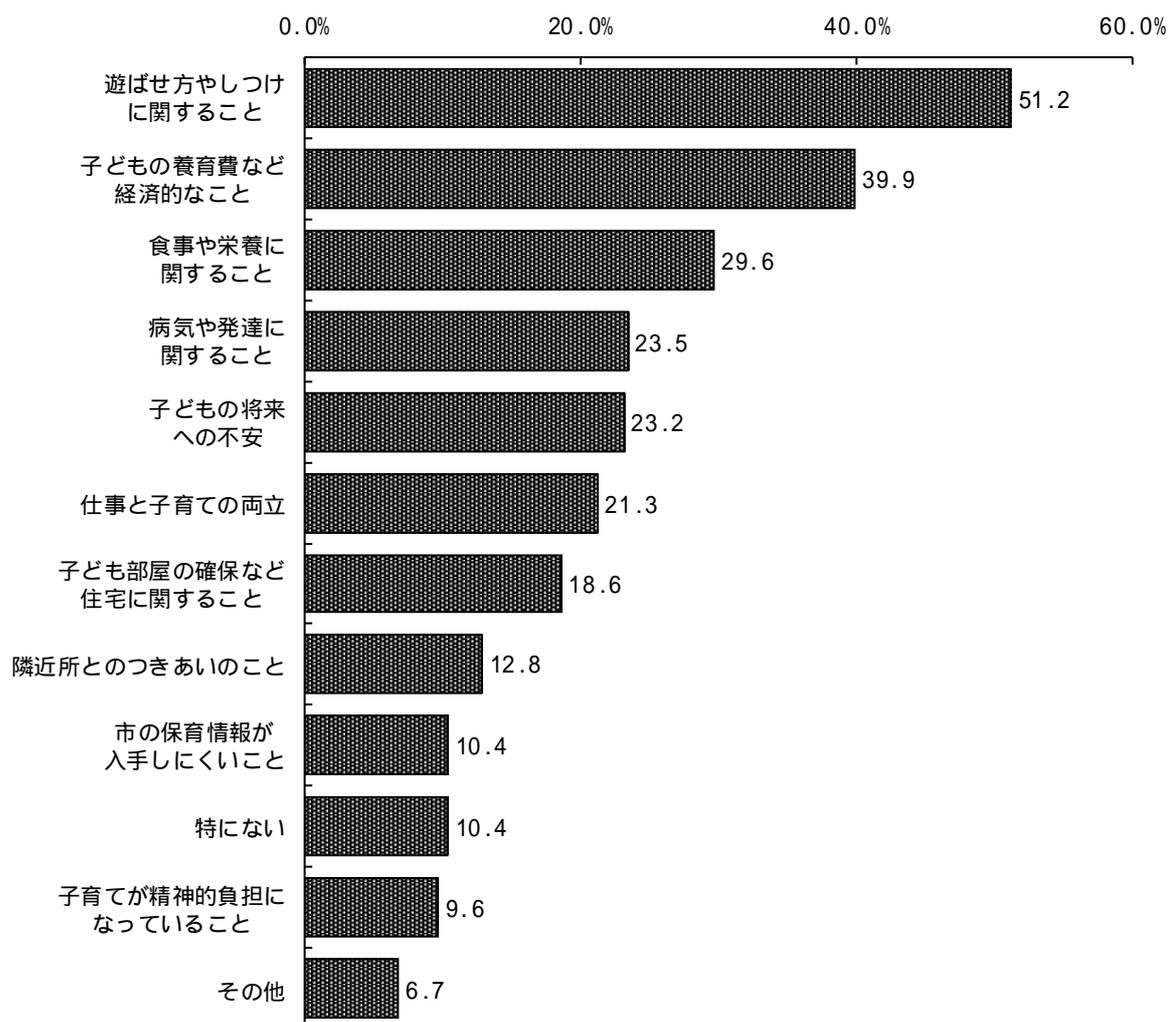
母親の就労状況をみてみますと、子どもの年齢とともに上昇し、小学校6年生になると7割に上っています。

子育てを楽しいと思える時と大変と思える時ではどちらが多いですか



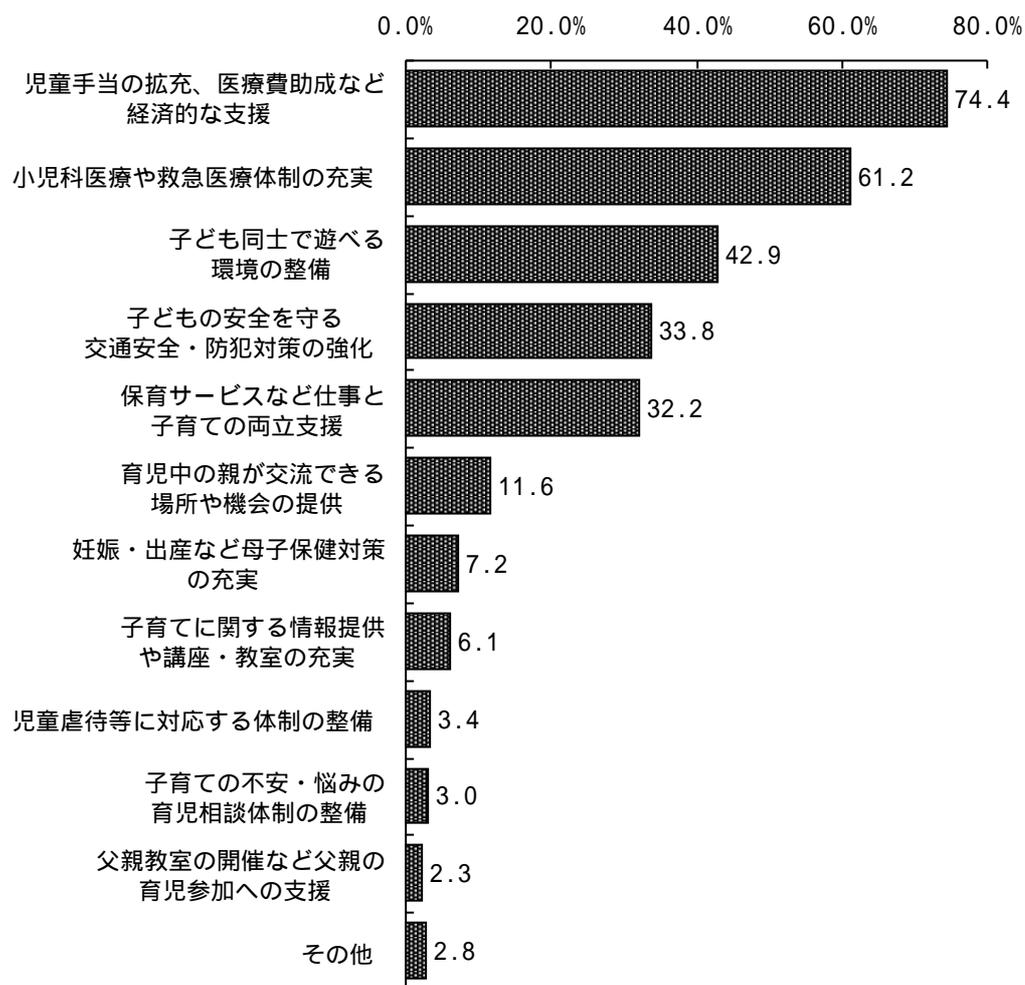
子育てを楽しいと思える時と大変と思える時とはどちらが多いかでは、25%前後の人が、「大変と思える時の方が多い」と回答しています。

子育てについて悩んでいること(就学前児童の家庭、複数回答)



子育てに悩んでいる世帯は多く、「日常のしつけなどに関すること」をはじめとして、いろいろな悩みや不安を抱えています。また、「病気や発達に関すること」なども多くなっています。

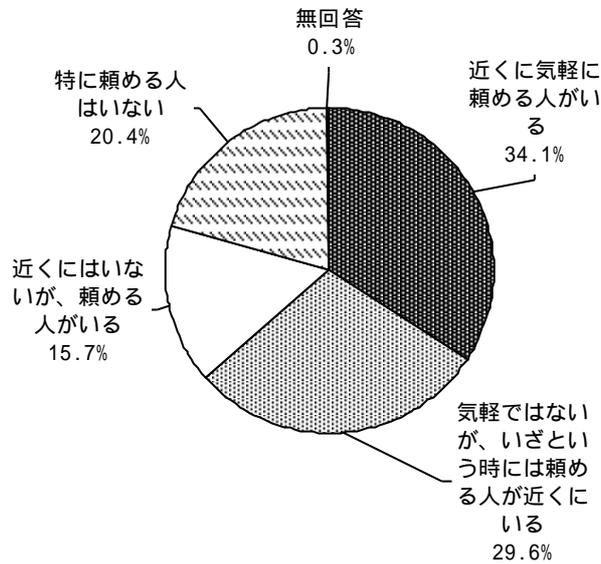
子育て支援策の力点について(就学前児童の家庭、複数回答)



子育て支援の力点については、経済的支援に続き、小児科医療や救急医療体制の充実を望む声が高くなっています。

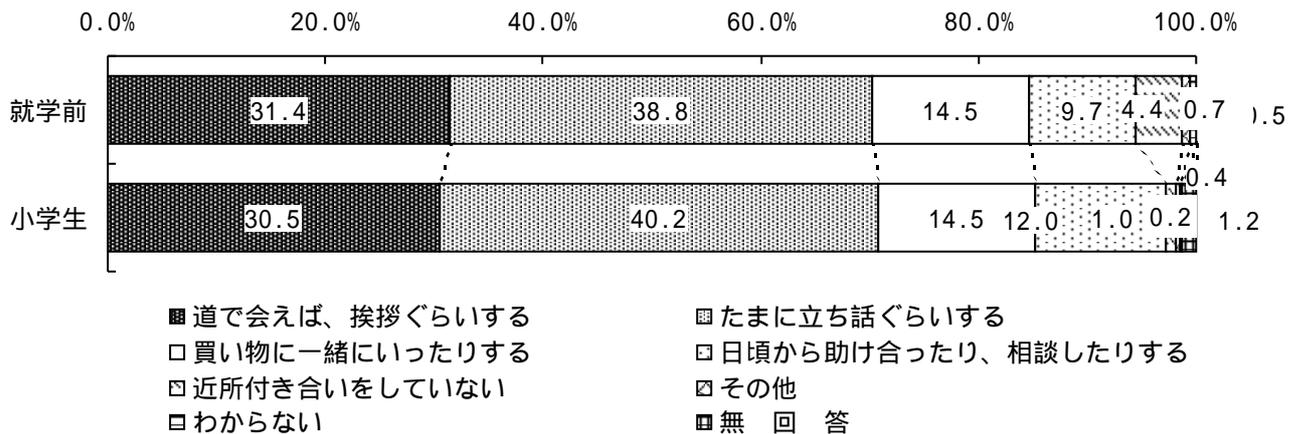
(3) 地域の状況

近くに子どもの世話を頼める友人がいますか(就学前児童の家庭)



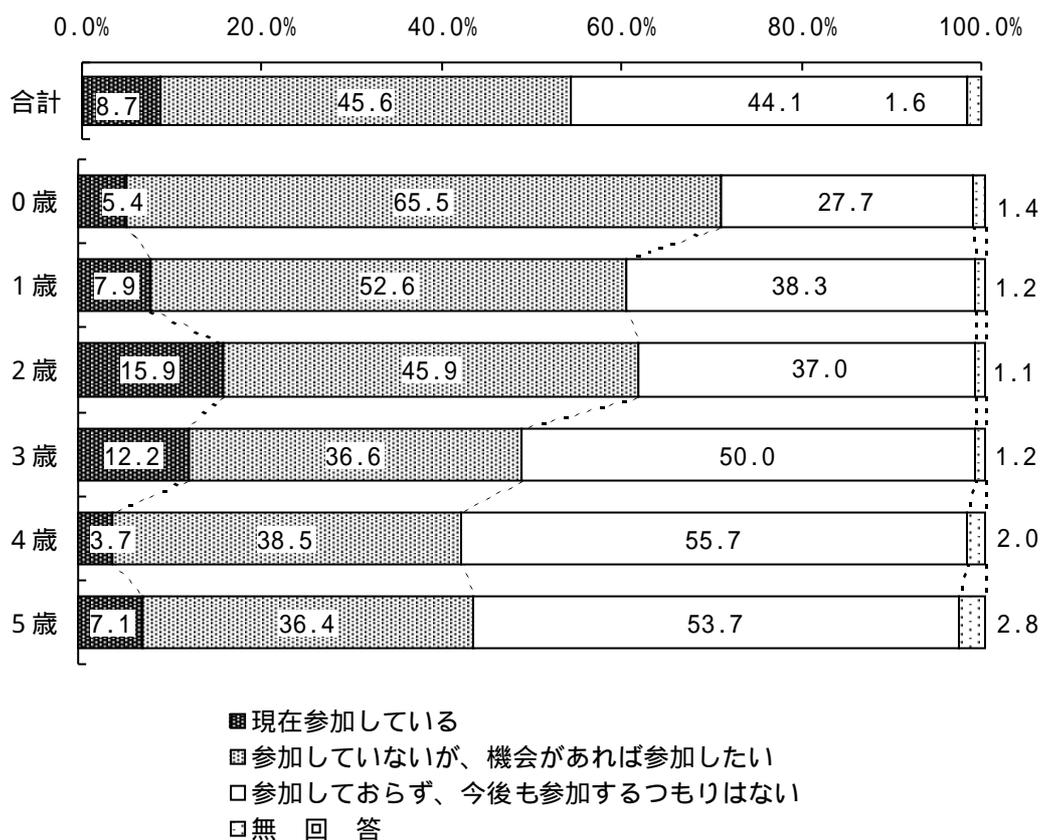
近くに子どもの世話を頼める人がいるかについては、2割程度の人が「特に頼める人はいない」と回答しています。

日頃の近所づきあいについて



日頃の近所づきあいについては、約4割の人が「たまに立ち話ぐらいする」と回答しています。

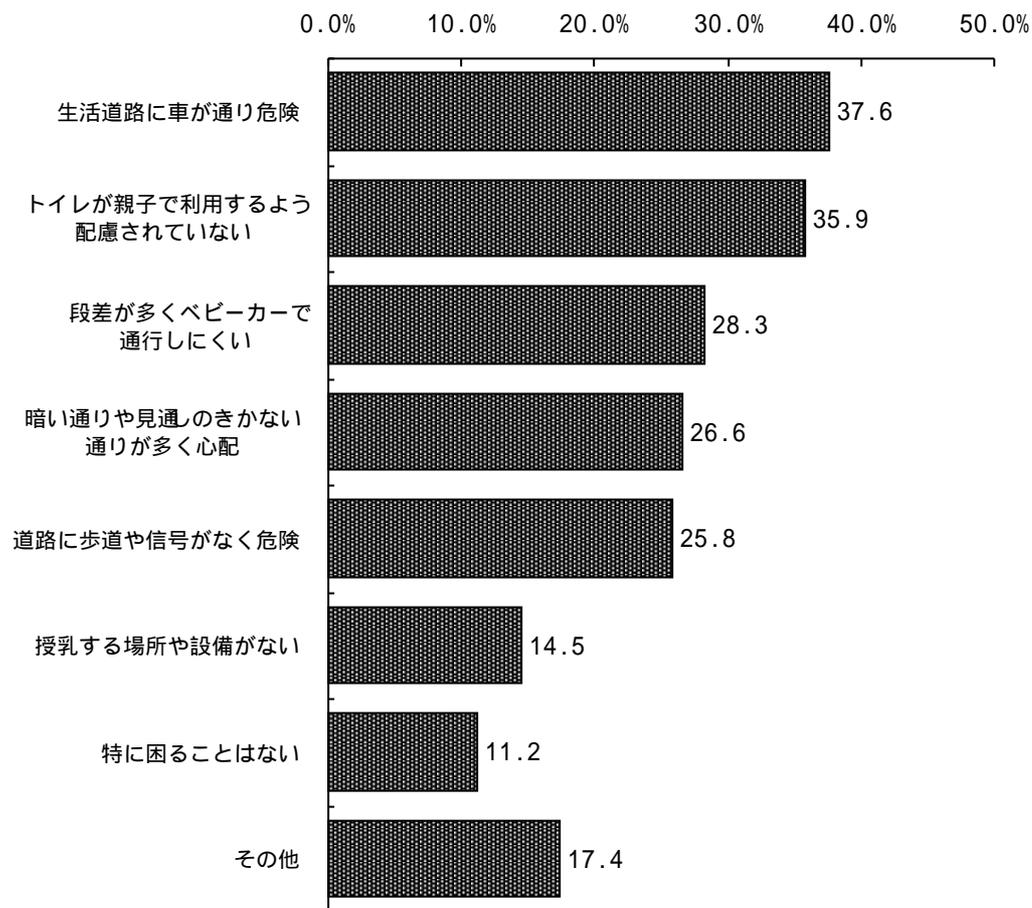
子ども会など自主的な活動への参加について



自主的な活動への参加状況については、「参加していないが、機会があれば参加したい」という回答が、0歳児を持つ親で65.5%と非常に高くなっています。



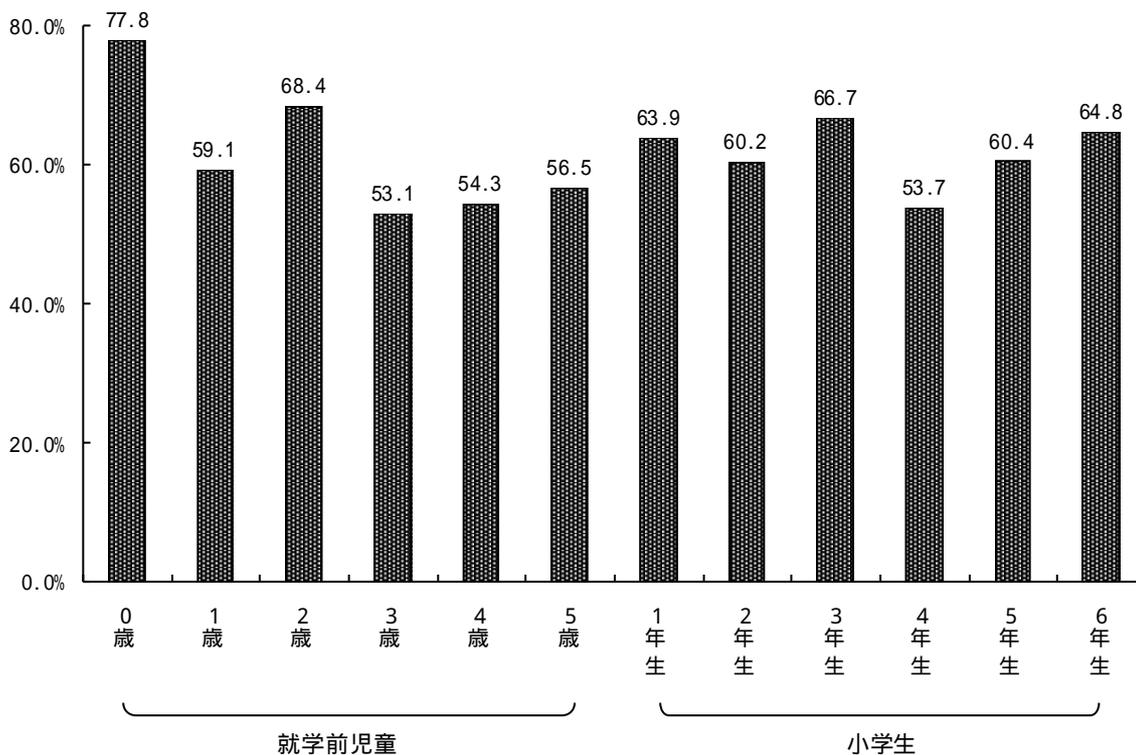
子どもと一緒に外出する際に困ること(就学前児童の家庭、複数回答)



外出する際、困ることについては、「生活道路に車が通り危険」、「トイレが親子で利用するよう配慮されていない」、「段差が多く、ベビーカーで通行しにくい」等が多くなっています。

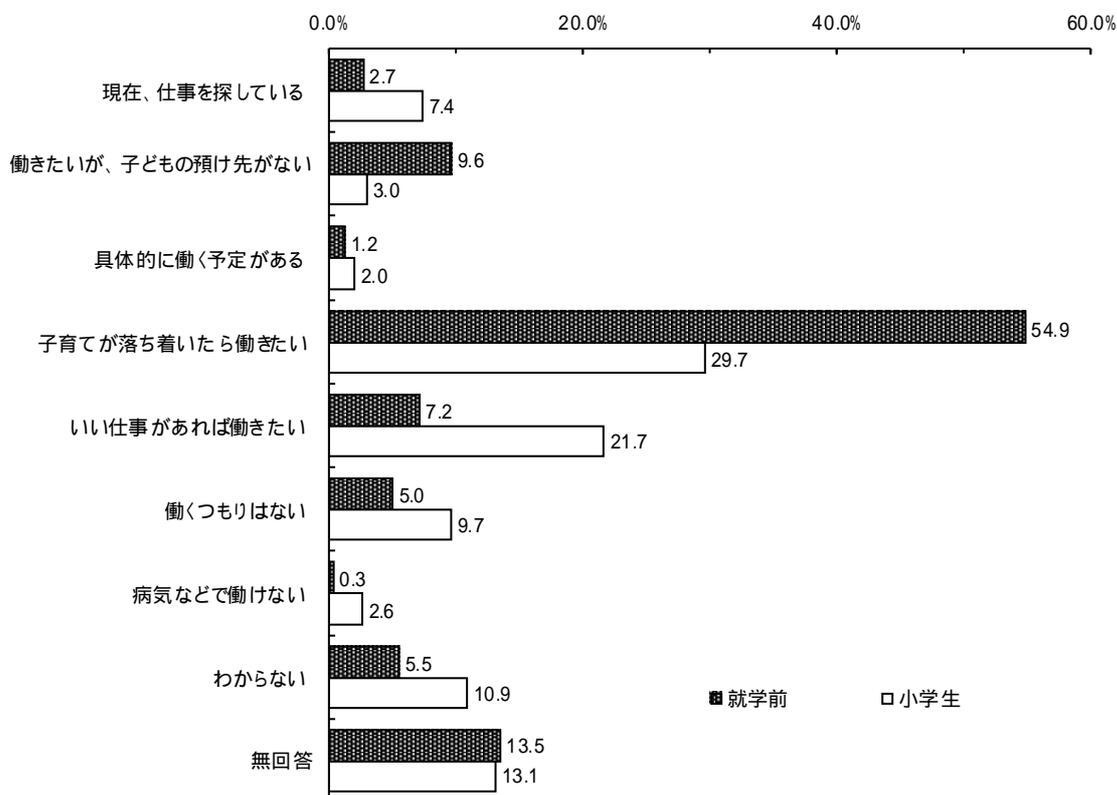
(4)働く親の状況

現在働いている母親の今後の就労意向について



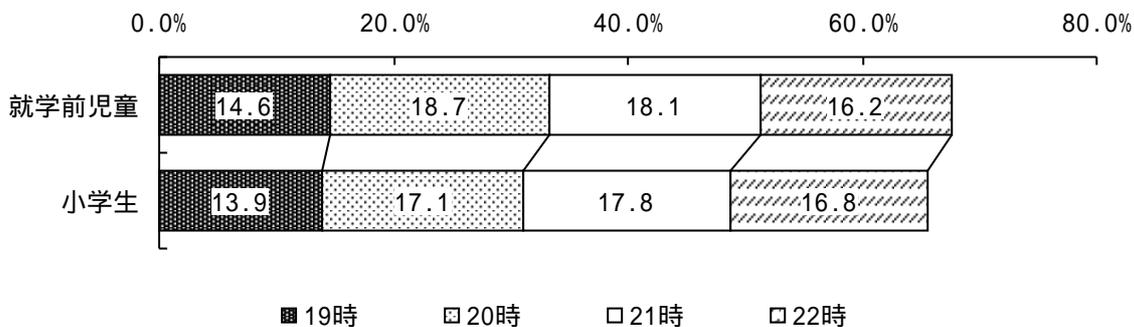
■ 働き続けたい

現在は働いていない母親の今後の就労意向について

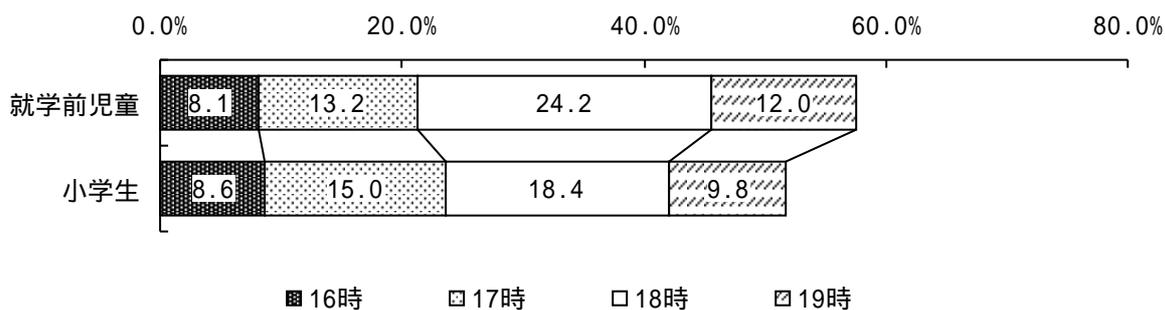


現在働いている母親の今後の就労意向については、0歳児をもつ母親の8割近くが働き続けたいと希望しており、それ以降は6～7割で推移しています。また、現在は働いていない母親の今後の就労意向については、「子育てが落ち着いたら働きたい」との回答が多くなっています。

父親の帰宅時間について

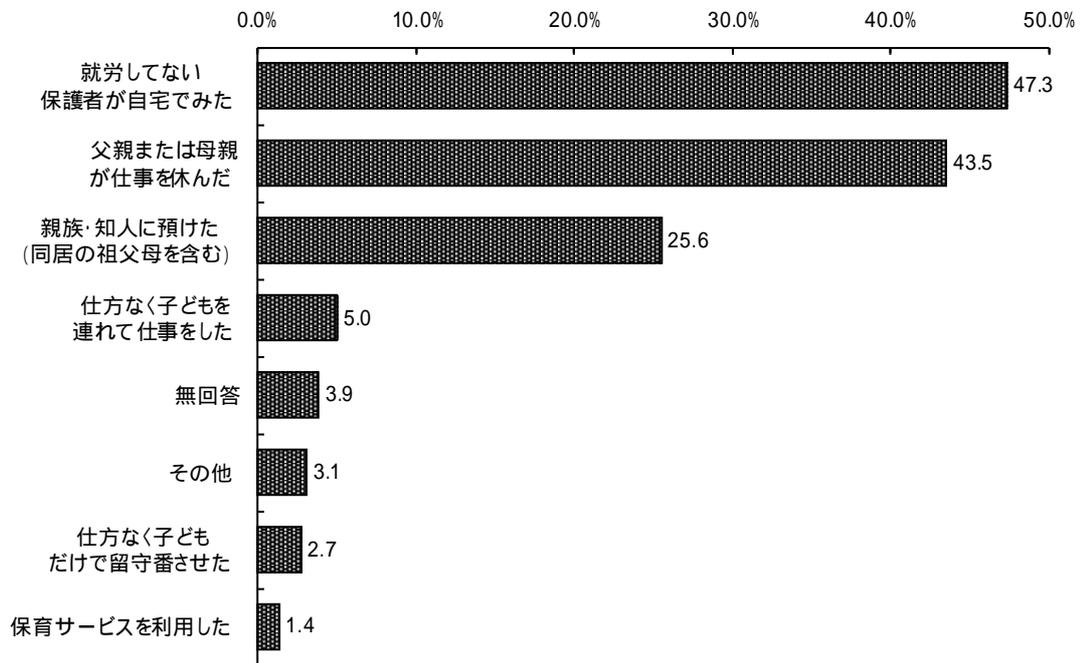


母親の帰宅時間について



父親の帰宅時間は午後8～9時台、母親は午後6時台が最も多くなっています。

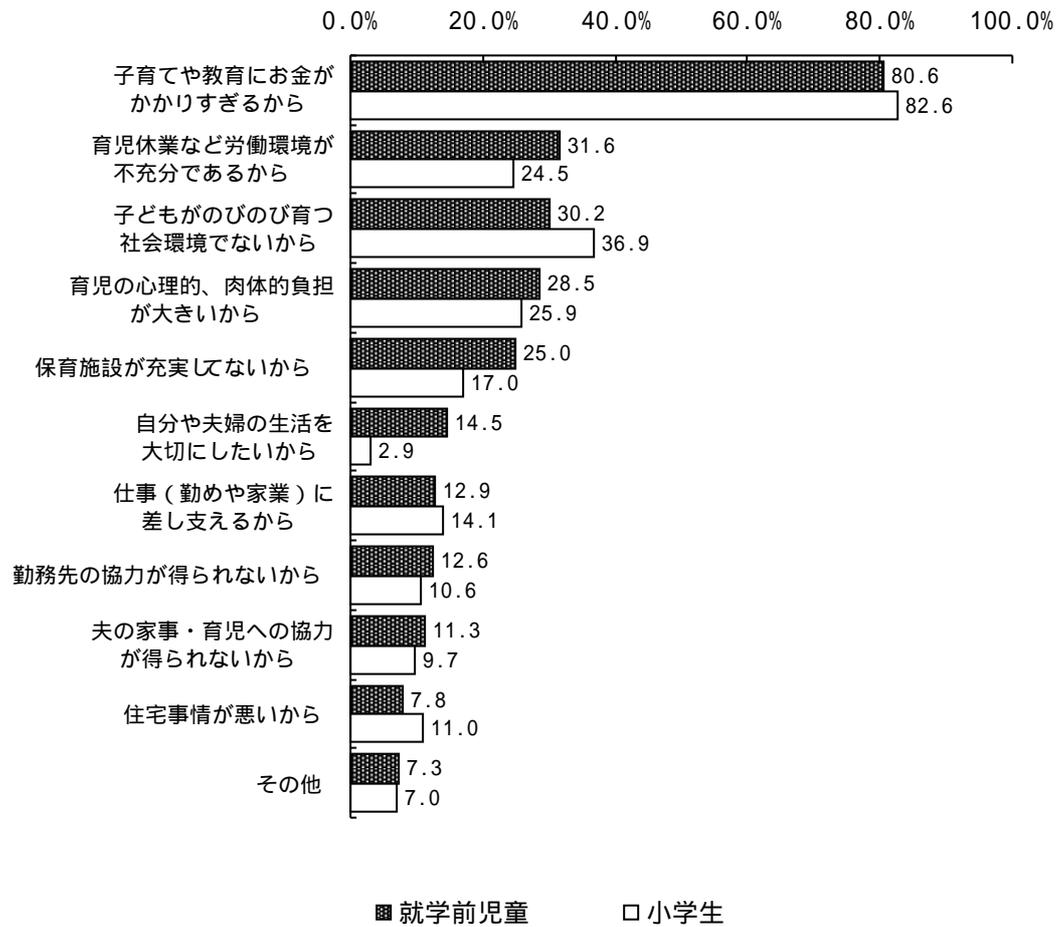
子どもが病気になったときの対応について



子どもが病気になった時の対応については、「就労していない保護者が自宅でみた」、「父親または母親が仕事を休んだ」との回答が最も多くなっています。



少子化の要因について



少子化が進む要因についての意見は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く、「育児休業など労働環境が不十分であるから」、「子どもがのびのび育つ社会環境ではないから」などの順になっています。

子ども、家庭、地域等の状況のまとめ

(1)子どもの状況

子どもの生活の状況については、学校週5日制のアンケート調査から、生活にゆとりが出た反面、テレビゲームなどの時間が増えたことや就寝時間が遅くなるなどの影響が出ています。また、子どもの遊び場の充実や児童向けの事業の開催、学校施設の開放等の要望が高く、子どもの居場所・遊び場づくり、直接的な体験学習の提供や、集団遊びや異年齢での遊び、世代間の交流が求められています。

朝食の喫食状況の調査から、朝食をとらない子どもが10%以上いることや、ひとりで食事をする子どもが30%以上いるなど、家族の生活状況が浮き彫りにされており、家庭における食の重要性が示唆されます。

越谷児童相談所管内の相談状況を見ると、さまざまな相談が寄せられ、年度間の増減はあるものの虐待相談件数は増加傾向にあることや、子どもに関わる事件が多発するなど、相談機能の充実や子どもの人権、安全の確保が求められています。

課題

- ・子どもの居場所づくりや直接的な体験学習
- ・地域における子どもの異年齢・異世代交流
- ・食の重要性の認識と学習機会の提供
- ・子どもの人権尊重や安全確保

(2)家庭の状況

越谷市における家族の構成は、核家族が6割を超えていることや、同居家族が子どもの世話をできない割合が約4割を示すなど、特定の人に子育て負担がかかっていることが推測され、子育て支援サービスの充実が求められています。

また、ひとり親家庭が小学生家庭で6%以上になっていることや外国人登録人口は年々増加傾向にあることから外国籍の子育て家庭など、さまざまな子育て家庭に対する支援が求められています。

核家族の増加や父親の帰宅時間が遅いなどを背景に、子育てに対して負担感や悩みを抱えている親が多く、気軽に子育てしている親の交流や相談ができる機会の提供が必要といえます。

子育てに対して、日常のしつけや病気、発達などで悩んでいる親が多く見られ、また、子育て支援に対して、経済的支援に続き小児科医療や救急医療体制の充実を望む声が高くなっていることから、子どもの医療体制の充実や健康の確保が求められています。

課題

- ・子育て家庭の交流機会や相談機関の充実
- ・男性の育児参加の促進
- ・ひとり親家庭や外国籍家庭への支援
- ・健康の維持・増進、医療体制の充実

(3)地域の状況

2割程度の人が、近くに子どもの世話を頼める人がいないことや、日ごろの近所づきあいで、約4割の人が「たまに立ち話する程度」であることから、地域のつながりをつくっていくことが求められます。

また、子ども会などへの参加状況が約10%程度ですが、機会があれば参加したい人が約50%となっており、子ども会活動等の地域活動の活性化が期待されます。子どもの安全確保についても、子どもを見守るため地域のつながりを強くしていくことも必要とされます。

子どもたちの体験活動を重視しながら学校・家庭・地域が連携し、社会全体で教育力を充実していくことが必要です。地域の人を部活動の指導者として活用するなど地域力を活かした学校づくりが求められています。

生活環境については、子ども連れでの外出時において、道路の形状や交通状況による困難性があること、トイレが親子で使えるよう配慮されていないなどの指摘が多くあり、ユニバーサルデザインに基づくバリアフリーの整備が求められています。

課題

- ・地域における子どもや親同士の交流の促進
- ・地域ぐるみによる子どもの見守り
- ・地域の人材を活用した学校支援
- ・公共施設等のバリアフリーの推進

(4)働く親の状況

父親の帰宅時間は、午後8時から9時の時間帯が最も多く、共働き世帯が多いことや就労形態も多様化していることから多様な子育て支援サービスが求められています。

子どもが病気になった場合、父親または母親が休んでいるケースが多く、子どもが病気になったときや病気の回復時の保育サービスが必要です。

少子化の要因の中に、育児休業や労働環境が不十分であるからをあげた人が就学前児童を持つ家庭で30%を超えていることや、勤務先の協力が得られない理由も就学前児童・小学生を持つ家庭で共に10%を超えており、子育てと仕事を両立するための就労環境の整備や企業の協力が必要とされます。

課 題

- ・多様な保育サービスの充実
- ・子育てと仕事が両立できるよう企業への働きかけ

3 主な子育て支援サービス事業の状況

(1) 越谷市子育てサロン

子育てサロンでは、就学前の子どもを育てている方を対象に、子育て経験者を通して子育てに関する悩みや相談を受けたり、子育て中の親同士の交流を図る場を設けています。また、子育てサークルによる各種講座等があります。

対象 就学前までの子どもと保護者
利用時間 9：30～17：00（月曜、年末年始は休み）
所在地 新越谷駅ビル「ヴァリエ」1階
961-3623

次の場所でも、子育てサロンを実施しています。

花田学童保育室（花田小学校内）

子育て相談：火曜日、10：30～12：00

子育て講座：第1・2・3金曜日、10：30～11：30

ほっと越谷（パルテきたこし3階）

子育て相談：水曜日、10：30～12：00

相談等開催回数（子育て相談には各サロン事業を含む）

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
子育て相談	309	334	455	486	518
子育て講座	50	62	66	75	75
親子講座	12	12	16	20	23
計	371	408	537	581	616

相談内容別件数

平成15年度

度

	件数	構成比
生活習慣	1742	18.28%
発育・発達	1636	17.17%
生活環境	1179	12.37%
社会環境	1102	11.57%
家庭環境	817	8.57%
地域環境	627	6.58%
性 格	324	3.40%
仕 事	225	2.36%
ス ト レ ス	446	4.68%
子どもへの 接 し 方	554	5.81%
そ の 他	252	2.64%
計	9528	100%

会場別相談等開催回数

平成15年

	区分	件数
ヴァリエ	子育て相談	409
	出張サロン	10
	父親サロン	9
	マタニティサロン	10
	子育て講座	51
	親子講座	12
花田学 童保育 室	子育て相談	30
	子育て講座	24
	親子講座	11
ほっと 越谷	子育て相談	50
計		616

(2) こしがやファミリー・サポート・センター

こしがやファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を行いたい方(提供会員)と子育てのサービスを受けたい方(利用会員)を、会員として組織し、会員同士による子育ての援助活動を支援します。利用するには、会員登録が必要です。また、利用される場合は利用料金を負担していただきます。

援助活動は、保育所への送迎や一時保育、小学校帰宅後の預かり等です。

対象 小学校3年生までの児童(平成17年4月からは6年生まで)

所在地 越谷市社会福祉協議会内(事務局)

960-2311

援助活動時間 6時～22時

援助の内容 (件)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
保育所・幼稚園の送り	32	207	450
保育所・幼稚園の迎え	103	287	822
保育所・幼稚園の登園前の預かり及び送り	136	250	122
保育所・幼稚園の帰宅後の迎え及び帰宅後の預かり	549	660	1147
保育園・幼稚園の帰宅後の預かり	9	14	21
学童の放課後の預かり	95	27	33
学童保育の迎え及び帰宅後の預かり	113	417	362
子どもの病気時の援助	14	31	46
保育所・学校等休み時の援助	47	88	118
保育所等施設入所前の援助	13	6	3
保護者等の病気、その他急用等の場合の援助	43	55	23
保護者の短時間・臨時的就労の場合の援助	14	16	120
保護者の求職活動中の援助	4	5	6
その他	85	55	381
計	1,257	2,118	3,654

(3) 越谷市家庭児童相談室

家庭児童相談室では、学校や幼稚園に行けない、夜尿や爪かみ、チックが治らない、非行の心配がある等、児童のことについて、専任の相談員が相談に応じ、助言を行います。電話での相談もできます。

対象 18歳未満の児童及びその保護者
相談時間 月～金曜日 9時～16時(祝日を除く)
所在地 家庭児童相談室(中央市民会館4階)
964-2111(内線2836)

家庭児童相談室相談状況

(件)

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
性格・生活・習慣等	642	692	468	482	493
知能・言語	64	49	12	11	23
人間関係	220	207	169	187	173
登校拒否	186	166	144	122	114
その他(学校生活等)	297	265	169	219	172
歩行	38	65	21	11	6
家族関係	348	354	226	303	266
環境福祉	104	68	4	6	8
心身障害	70	51	19	25	18
その他	235	200	112	211	170
計	2,206	2,117	1,344	1,577	1,443

(4) 児童館

児童館コスモス

児童館コスモスは、児童に健全な遊びや各種事業を通して子どもたちの健康を増進し情操を豊かにすることを目的としています。また、遊びを通して科学に対する興味・関心を高め、創造性豊かな児童を育みます。

児童館コスモスでは、「天文と物理」をテーマに、ドームのプラネタリウムや宇宙展示コーナー、科学体験コーナーがあり、望遠鏡を備えた天体観測室では、毎月天体観望会を開催しています。また、乳幼児をお持ちの方を対象とした講座等への参加や遊戯室・幼児室の利用ができます。

開館時間 9時～17時

休館日 毎週月曜日、年末年始（休館日は平成17年4月1日現在）

所在地 千間台東2-9 978-1515

児童館コスモス入館者数 (人)

	計	幼児	小学生	中高生	大人	団体等 (再掲)
平成13年度	134,397	45,479	40,710	5,327	42,881	9,388
平成14年度	135,015	48,428	36,472	4,818	45,297	8,451
平成15年度	136,669	49,784	36,324	4,855	45,706	8,390

(団体等は再

掲)

児童館コスモス・子ども家庭相談

乳幼児の生活習慣や発育、健全な遊びについて専任の子ども家庭相談員が相談に応じ、助言を行います。電話による相談もできます。

相談日：火曜日～土曜日、9時～16時

児童館コスモス子ども家庭相談利用状況 (件)

	乳幼児	小学生	中学生	高校生他	計
生活習慣・発育・発達	99	1			100
情緒的な問題(遊び等)	116	18	2	4	140
ことば	5				5
学習	9	1			10
就園・就学・進路	33	1	1		35
子育ての不安	3			2	5
その他	2		1	9	12
計	267	21	4	15	307

(相談件数 307 件のうち 38 件は電話相談)

児童館ヒマワリ

児童館ヒマワリは、児童に健全な遊びや各種事業を通して、健康を増進し情操を豊かにすることを目的としています。また、遊びを通して生物や環境に対する興味・関心を高め、創造性豊かな児童を育みます。

児童館ヒマワリでは、「生物と環境」をテーマに、ミクロの世界を見ることができる電子顕微鏡やトマトの栽培コーナー、生物・環境科学展示コーナー、淡水魚が観察できるミニ水族館、200インチの大型映像が楽しめる視聴覚ホールがあり、乳幼児をお持ちの方を対象とした講座への参加や遊戯室・幼児室の利用ができます。

開館時間 9時～17時

休館日 毎週曜日、年末年始 (休館日は平成17年4月1日現在)

所在地 蒲生旭町11-35 986-3715

児童館ヒマワリ入館者数 (人)

	計	幼児	小学生	中高生	大人	団体等 (再掲)
平成13年度	140,772	50,663	42,312	4,062	43,735	6,088
平成14年度	138,227	48,696	43,431	3,847	42,253	5,508
平成15年度	141,394	50,060	44,926	3,224	43,184	5,837

(団体等は再

掲)

児童館ヒマワリ・子ども家庭相談

乳幼児の生活習慣や発育、健全な遊びについて専任の子ども家庭相談員が相談に応じ、助言を行います。電話による相談もできます。

相談日：火曜日～土曜日、9時～16時

児童館ヒマワリ子ども家庭相談利用状況 (件)

	乳幼児	小学生	中学生	高校生他	計
生活習慣・発育・発達	138	9			147
情緒的な問題(遊び等)	194	27	1		222
ことば	26	1			27
学習	4	2			6
就園・就学・進路	12	1	1		14
子育ての不安	2	1			3
その他		1			1
計	376	42	2	0	420

(相談件数 420 件のうち 151 件は電話相談)

(5) 保育所等

保育所、保育園

保護者が仕事や病気のために保育できない場合、保護者に代わって乳幼児を保育する施設です。市内には、公立保育所18カ所、民間保育園7園があり、入所には申し込みが必要です。また、各家庭の所得税額等に応じた保育料の負担があります。

対象	入所時3か月を過ぎた乳幼児から小学校就学前	
保育時間	平日	8時30分～16時30分
	土曜日	8時30分～正午
時間外保育	平日	7時～8時30分
		16時30分～19時
	土曜日	7時30分～8時30分
		正午～14時

障害児保育を実施(18カ所) 3歳～5歳児

地域子育て支援センター併設 1カ所

保育所数と入所児童数

	施設数： ()は0歳児併設	入所児童数(人)
平成13年度	18 (15)	1,798
平成14年度	18 (15)	1,848
平成15年度	18 (15)	1,816

各年度4月1日現在

保育園数と入園児童数

	施設数： ()は0歳児併設	入園児童数(人)
平成13年度	7 (5)	615
平成14年度	7 (6)	672
平成15年度	7 (6)	690

各年度4月1日現在

年齢別入所状況

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計(人)
保育所	78	187	260	386	445	460	1816
保育園	24	84	122	135	155	170	690
計	102	271	382	521	600	630	2506

各年度4月1日現在

家庭保育室

保護者が仕事や病気等で保育できないとき、市が指定した家庭保育室で家庭保育を行っています。市内には、24カ所の家庭保育室があります。また、保育料は各家庭保育室により異なりますが、市では保護者の所得税額等に応じて保育料の一部を助成しています。

対象 生後6週間～3歳未満
保育時間 8時30分～16時30分

家庭保育室の利用状況

	施設数	入室児童数(人)
平成13年度	17	49
平成14年度	18	35
平成15年度	20	68

各年度4月1日現在

(6) 学童保育室

昼間保護者のいない小学校低学年児童の健全育成を図るため、放課後から19時までの間、学童保育室を設置しています。市内には、公立学童保育室22カ所、民間学童保育室10カ所があります。

対象 小学1年生～3年生
保育時間 平日、放課後～19時
保育料 月額5,000円(別におやつ代1,200円)

公立学童保育室の利用状況

	施設数	入室児童数(人)
平成13年度	19	724
平成14年度	20	811
平成15年度	22	934

各年度3月31日現在

在

民間学童保育室の利用状況

	施設数	入室児童数(人)
平成13年度	3	103
平成14年度	6	124
平成15年度	12	183

(7) 保育ステーション

市では、都内等への通勤者が多い状況を踏まえ、利便性の高い駅前に「保育ステーション」を設置し、仕事と育児の両立を支援するとともに多様な保育ニーズに対応するため、送迎保育をはじめとして、一時保育、育児相談など、子育て支援事業を幅広く行っています。

南越谷保育ステーション

所在地 越谷市南越谷 1 - 1 2 - 1 1 イーストサンビル 2 5階
9 8 7 - 6 3 0 0

開所時間 6時30分～22時（年末年始は休所）

- ・送迎保育：市が指定する保育園への送迎及びこれに伴う保育を行います。満1歳児から対象となります。
- ・一時保育：保護者が緊急の場合等に一時的に保育を行います。生後4か月から就学前までです。
- ・育児相談：子育て家庭に対し、育児不安等の相談を行います。

	時間	利用料	定員
送迎保育	6:30～21:00	市の保育料とは別に1日500円	20人
一時保育	6:30～22:00	1時間500円	15人
育児相談	8:30～18:30	無料	随時

北越谷保育ステーション

所在地 越谷市大沢 3 - 6 - 1 パルテきたこし 3階
9 7 0 - 8 2 0 0

開所時間 6時30分～22時（年末年始は休所）

- ・送迎保育：市が指定する保育園への送迎及びこれに伴う保育を行います。満1歳児から対象となります。
- ・一時保育：保護者が急用やリフレッシュを図りたい時等に、一時的に保育を行います。生後4か月から就学前までです。
- ・育児相談：子育て家庭に対し、育児不安等の相談を行います。

	時間	利用料	定員
送迎保育	6:30～21:00	市の保育料とは別に1日500円	20人
一時保育	6:30～22:00	1時間500円	20人

育児相談	8:30～18:30	無料	随時
------	------------	----	----

南越谷保育ステーション利用者数(延べ人数) (人)

	送迎保育	一時保育	育児相談	計
平成13年度	2405	2156	1312	5873
平成14年度	2143	2112	1453	5708
平成15年度	1444	3245	2324	7013

北越谷保育ステーション利用者数(延べ人数) (人)

	送迎保育	一時保育	育児相談	計
平成13年度	3	1934	892	2829
平成14年度	679	2956	2358	5993
平成15年度	1032	3186	2800	7018

保育ステーション・一時保育の利用理由 (件)

	就労・職業訓練等	傷病・出産・監護・冠婚葬祭等	リフレッシュ・買い物等	計
南越谷保育ステーション	1155	192	1898	3245
北越谷保育ステーション	1534	560	1092	3186
計	2689	752	2990	6431

(8) 越谷市地域子育て支援センター

地域で子育てを支える環境づくりを推進するため、増林保育所内に「地域子育て支援センター」を設置し、一時保育、子育て電話相談、子育て講座等、様々な子育て支援事業を行っています。

対象 1歳から就学前まで
所在地 越谷市東越谷8-180 (増林保育所内)
電話番号 子育て支援センター 960-5800
子育て電話相談 960-5600

一時保育 保護者が急用等で困った時、また、子育てのリフレッシュを図りたい時等、一時的にお子さんをお預かりしています。

対象:満1歳以上の未就学児童

保育時間:月曜日～金曜日、8時30分～16時30分

子育て相談 子育ての不安や悩みについて電話等で保育士が相談を行います。
毎週水曜日、10時～15時、無料

子育て講座 保護者同士の交流や親子のふれあい交流を促進するため、子育てに関する講座や情報の提供を行います。

子育てサークル等の育成・支援や子育てサークル活動等を行う方の育成・支援を行います。

平成15年度子育て支援センター利用状況

子育て講座	育児相談・相談件数	子育て電話相談・相談件数	一時保育・利用人数	一時保育・利用延べ人数
445	34	184	232	735

主な子育て支援サービス事業の状況のまとめ

児童数が減少する中でも、女性の社会進出等により公・私立の保育所や学童保育の入所児童数は増加しており、高い需要があります。

また、子育て仲間との交流ができ、さらには子育ての助言や相談が受けられる子育てサロンは、相談日数が増加していることから、今後も利用を希望する人は多く見られると思われます。

家庭児童相談室の相談内容からは、子どもの性格や生活、家族関係に関する相談が多いことから、児童の相談体制の充実が求められています。

また、ファミリーサポートセンターの活動状況や保育ステーションの一時保育の利用者が大きく伸びていることから、引き続き一時保育等の多様な保育サービスが必要とされます。

遊びや各種事業を通して児童の健全育成を図る中核的な施設である児童館コスモスとヒマワリは、各館とも年間10万人を超える利用者があり、事業の充実や子育て支援施設としての役割も期待されます。

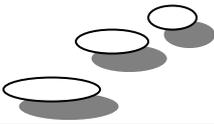
課題

- ・保育所、学童保育室の整備
- ・多様な保育ニーズに対応する保育サービスの充実
- ・親の交流機会の提供や相談機関の充実
- ・児童館事業の充実

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

育てよう きらきら子どもたち
応援しよう いきいき家族
広げよう にこにこみんなの輪
つくろう 子育てにやさしいまち 越谷



子どもが健やかに生まれ育ち、笑顔で遊び、真摯に学ぶ姿は、次代の希望をつくります。いま、子どもを取り巻く環境が厳しさを増し、子どもの健全な育ちや子育てが難しくなっています。このような中、社会に対する大人の役割や責任を踏まえ、次代を担っていく子どもたちの幸せを第一に考え、すべての家庭が子育てに喜びを実感できる社会を実現していくことが求められています。そのため、子育ての基本を家庭としつつ、自立ある子どもの育ちや子育てを、地域の温もりや見守りの中で、学校、行政や企業など社会全体がしっかりと役割を果たすとともに、子育ての価値を一人ひとりが共有し、市民みんなが進めていきます。

2 基本目標

今日子どもと家庭をめぐる状況を考慮する中で、基本理念の実現のために、次の4つの基本目標を立てました。

1 地域全体で子育て家庭を支えます

核家族化や少子化が進行し、地域のコミュニティが希薄になっている今日の社会では、子育て家庭が孤立しがちな傾向が見られ、子どもを生き育てることに不安感や負担感を感じる親が増加しています。

また、多様な価値観や生活形態、就労形態に対応し、安心して子どもを生き育てることができるよう支援する必要があります。そのため、子育て家庭と地域社会のつながりをつくとともに、すべての子育て家庭に対する様々な子育て支援サービスを充実し、子育てしやすい就労環境づくりの促進を図ります。

基本施策

- (1) 子育て家庭と地域のつながりをつくります
- (2) 家庭での育児や仕事と両立するための子育て支援サービスを充実します
- (3) さまざまな子育て家庭を支えます
- (4) 子育てしやすい就労環境づくりを支援します

2 子どもの健やかな成長と親子の健康づくりを支えます

安心して子どもを生き育てる上で、親子の健康は生活の基礎にある最も重要なことです。そのため、順調な妊娠・出産を経ることや、親子の健康増進を図るため、各種相談や指導、健診等の充実を図ります。

また、思春期における保健教育や成人がん検診等の充実、生活習慣予防の啓発を進めます。

食についても、重要な要素であり、栄養のバランスと規則正しい食事など、食を通じた健康づくりにも取り組みます。

基本施策

- (1) 子どもの健全な発育や親子の健康増進を進めます
- (2) 小児医療の充実に取り組みます
- (3) 食を通じた健康なこころと体づくりに取り組みます

3 次代を担う子どもの成長を支えます

子どもは、家庭や学校での教育はもとより、子ども同士の遊び、地域のさまざまな人々との交流、社会体験、自然体験等によって多くのことを学び成長していきます。そのため子どもがさまざまな学習や経験を生かし、主体的に生きていくための力を身につけていくことができるような教育環境づくりを進めます。

さらに、子どもたちを取り巻く社会環境や生活様式の変化による心と身体に関する健康問題や、運動機会の減少などに対応し、心と身体の健康づくり、体力づくりを進めます。

また、学校が家庭や地域との連携を深め、学校の機能を高めるとともに地域に開かれた学校づくりを行います。

基本施策

- (1) 子どもの生きる力をはぐくむ環境づくりを進めます
- (2) 子どもの心と身体の健康づくりを進めます
- (3) 地域に開かれた学校づくりを行います

4 子どもにやさしいまちづくりを進めます

子どもは、一人の人格をもった存在として尊重されなければなりません。児童の権利条約や越谷市子ども憲章の啓発活動を行うとともに、重大な社会問題である児童虐待防止対策の充実を図ります。

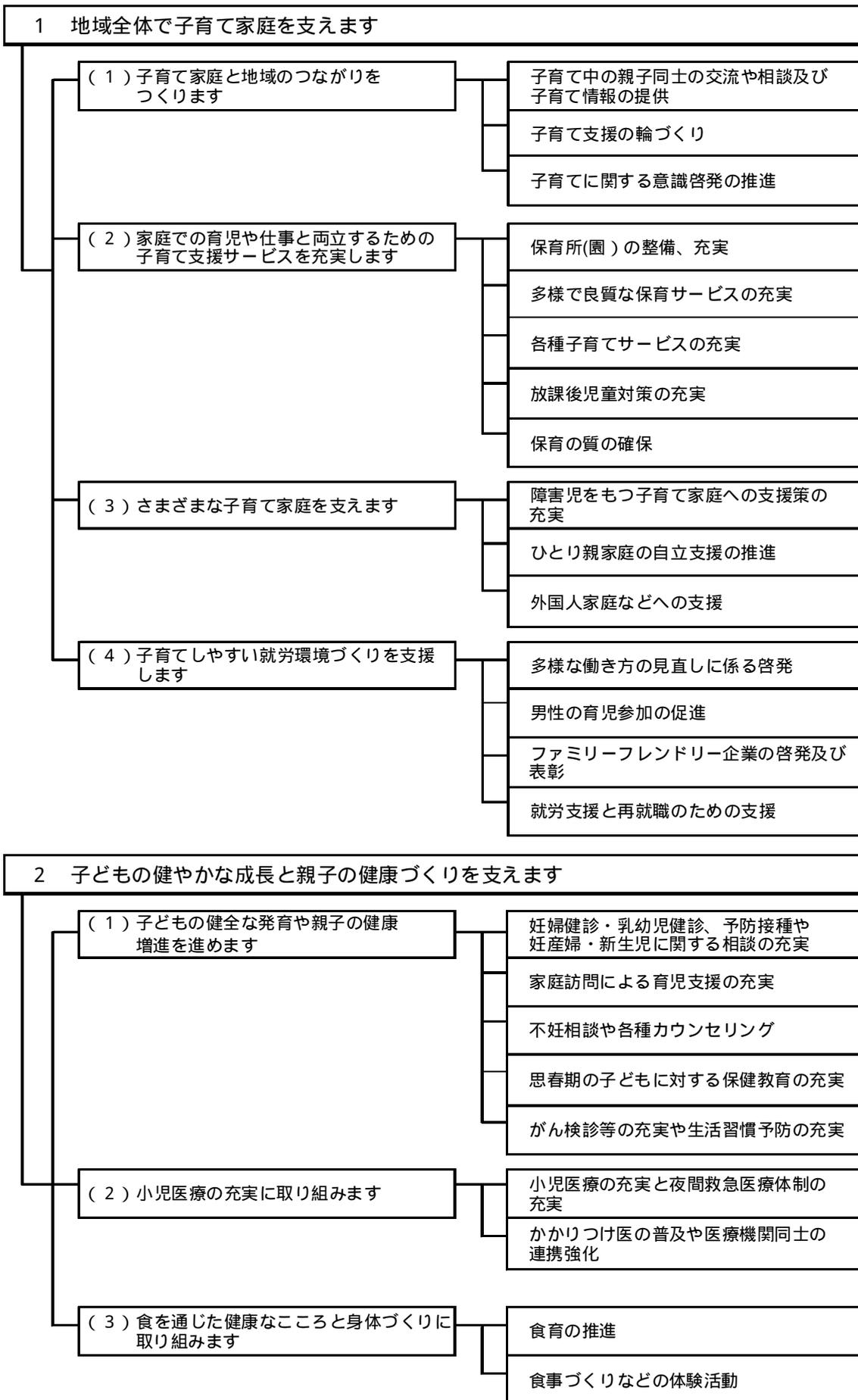
また、子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれる事件が起きており、子どもの安全の確保が大きな課題になっています。そのため、安全意識の啓発、道路交通環境・公共施設等の整備や、地域での自主的な防犯活動の支援、警察など関係機関との連携を進めていきます。

さらに、子どもや子育て家庭のみならず、だれもが安心して生活できるように、公共施設のバリアフリー等、ユニバーサルデザインの考えを取り入れたまちづくりを進めます。

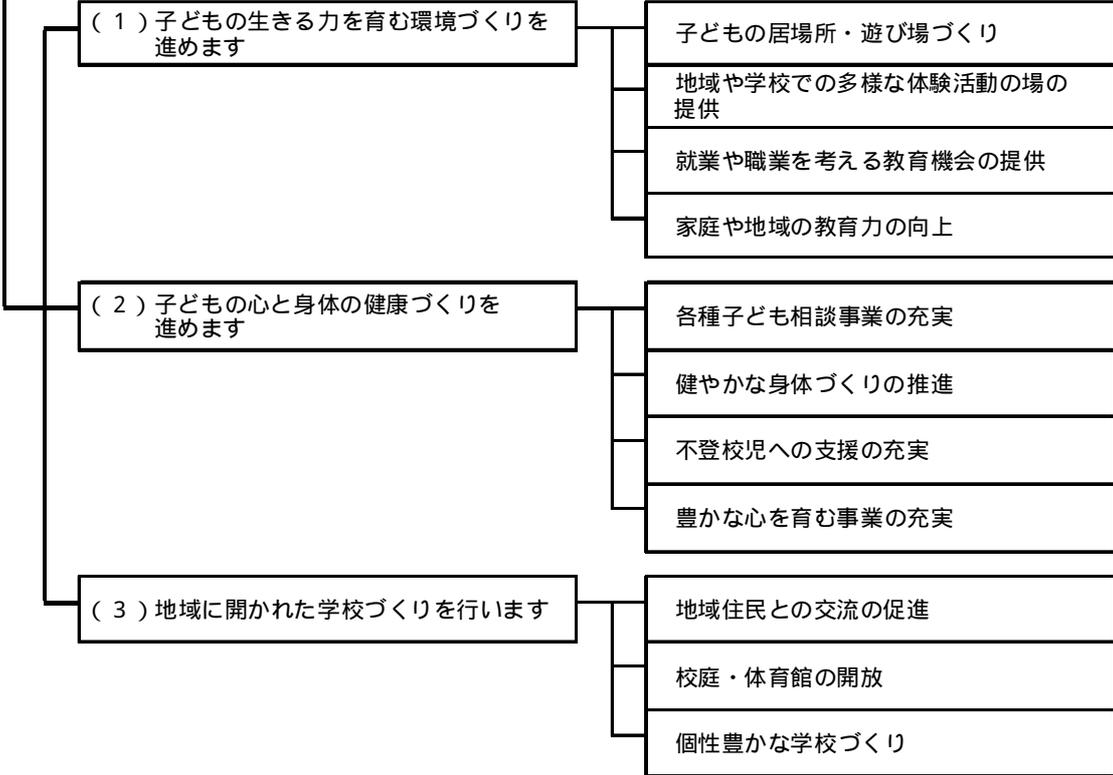
基本施策

- (1) 子どもの権利を尊重するよう進めます
- (2) 子どもを交通事故や犯罪から守ります
- (3) 子どもや子ども連れにやさしいまちをつくりま

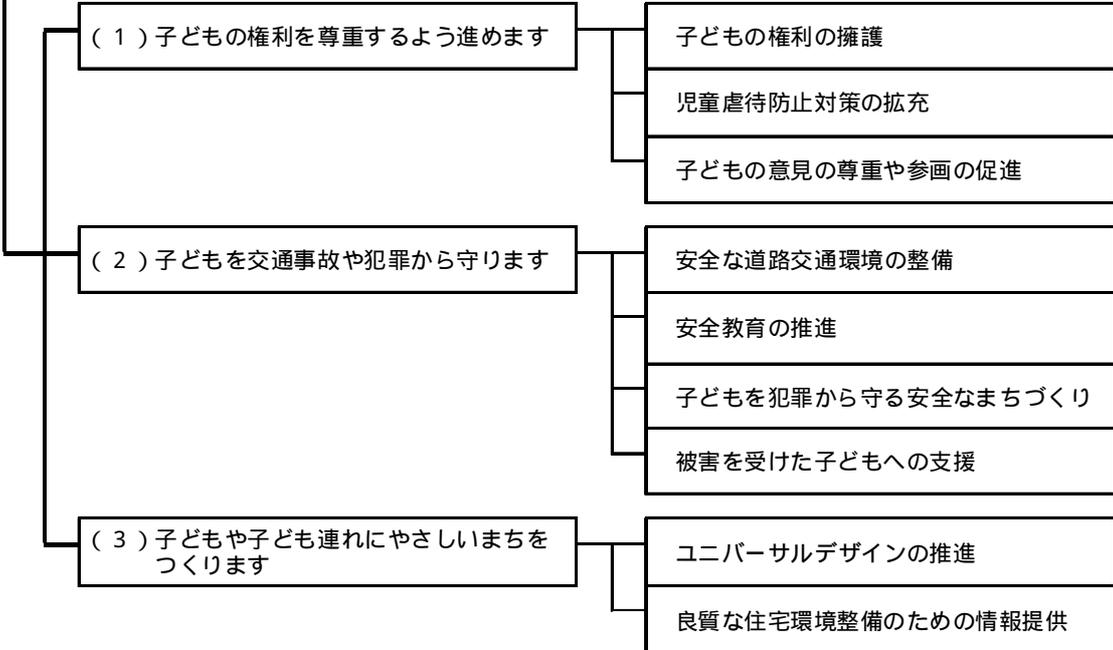
3 行動計画の施策体系



3 次代を担う子どもの成長を支えます

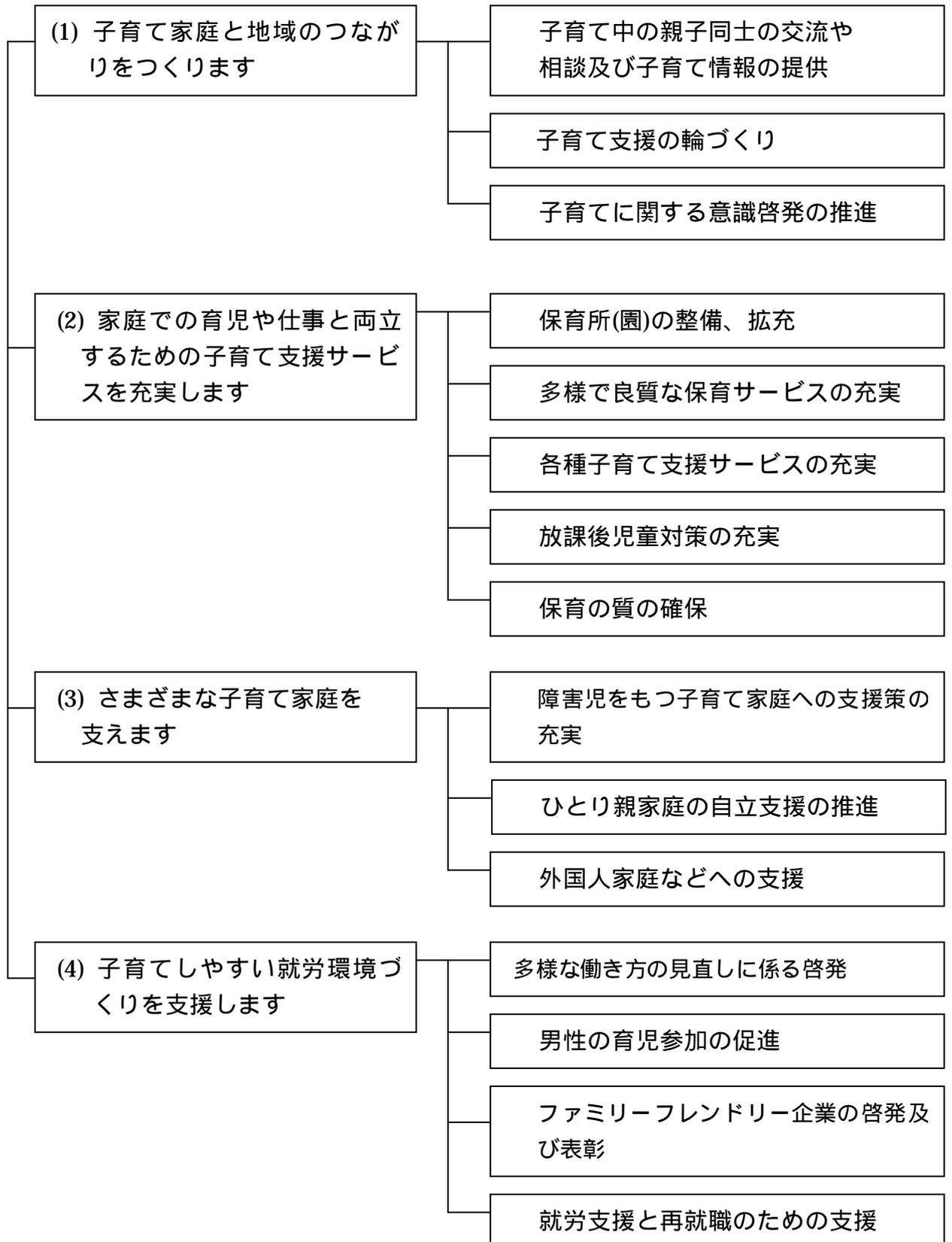


4 子どもにやさしいまちづくりを進めます



第4章 基本施策及び事業の展開

1 地域全体で子育て家庭を支えます



(1) 子育て家庭と地域のつながりをつくります

現状と課題

核家族化の進行などにより、保護者の子育てに対する孤立感、負担感などの育児不安が増加していることから、すべての子育て家庭に対する支援が求められています。

本市では、子育てサロン事業、児童館における親子交流事業、地域子育て支援センター事業、保健センターでの赤ちゃん広場等、さまざまな機会を通じて子育て家庭の悩みや不安の解消に努めてきました。

こうした子育て不安を解消し、安心して子育てをしていくためには、親子で参加できる交流の場を提供することや相談体制の充実、さらに地域で子育てをあたたく見守り支えて行くため、地域社会が連携し子育て家庭とつながりをつくることが重要です。また、多様な子育て支援サービスを提供するとともに保護者が的確に選ぶことができるよう十分な情報提供をしていくことが必要です。

施策の方向と具体的事業

子育て中の親子同士の交流や相談及び子育て情報の提供

子育てに不安や負担感を持っている子育て家庭が増えており、これらを解消するため、身近なところに、いつでも気軽に親子で集い、交流できる場所の設置を進めるとともに、各種相談事業を充実します。

また、さまざまな子育て支援サービスの充実を図り、市広報紙やインターネットなど各種の情報媒体を活用した情報提供を進めます。

子育て支援の輪づくり

子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域社会全体で子育て家庭を支えていくために、民生委員・児童委員、子育て経験者、子育て支援サークル、NPO等が連携・協力し、地域における子育て支援の輪（ネットワーク）を拡充していきます。

子育てに関する意識啓発の推進

より多くの市民に子育てへの関心を持ってもらい、また同時に子育てに関する理解を深めてもらうため、子育てに関する意識啓発を進めます。

また、企業や各種の団体など社会を構成する様々な組織に対しても、子育てを社会全体で支援していく必要性をPRしていきます。

子育て中の親子同士の交流や相談及び子育て情報の提供

事業名	事業の内容	担当課
子育てサロン事業	子育て経験のある相談員が、子育てについての悩みや不安などを聞き、参加者同士の交流を進める。お子さんの同室保育も行っている。また、子育てサークルによる講座等を開催する。	児童福祉課
地区センターにおける地域子育て相談	子育てについての悩みや不安を相談員と気軽に話し合い、また参加者相互の集いの場とした交流を進める。	児童福祉課
児童館の親子交流事業	0歳児の親子から各年齢層に応じた多種多様な教室を開催し、また参加者同士の交流も図る。	児童福祉課
地区センター等における乳幼児育児相談	地区センター、保健センター等において、保健師による身体測定と育児相談を実施する。	市民健康課
保健センターの赤ちゃん広場事業	0歳児を対象とした親子の集いの場や子育て情報交換の場を提供する。	市民健康課
地域子育て支援センター事業	子育て講座や子育て広場等を開催し、参加した親子同士の交流を図るとともに、子育て相談や窓口で子育て情報を提供する。	保育課
保育ステーションの子育て支援事業	子育てに関する悩みを相談したり、子育て中の親子の交流を図るなど地域の子育て支援を進める。	保育課
保育所の地域交流事業	すべての子育て家庭を対象に子育て不安を解消するため、地域における身近な子育て支援施設として保育所の専門的な機能を生かした事業を推進し地域の子育て力の向上に努める。また、地域に開かれた保育所づくりを推進する。	保育課
家庭児童相談室	学校や幼稚園に行けない、友達と遊べない、非行の心配があるなど家庭等の問題について、専任の家庭児童相談員が、電話や面談により相談を受け、助言・指導を行う。	児童福祉課
児童館の子ども家庭相談	児童館2カ所で、専任の子ども家庭相談員が、発育や生活習慣、遊びについてなど面談・電話により相談を受け、助言を行う。	児童福祉課
子育て情報の提供	市広報を始め、テレビ番組(いきいき越谷)ホームページなどの活用を図り、子育て情報を提供する。	児童福祉課
民生委員・児童委員活動	地域の身近な相談役として、子育てに関するさまざまな相談を受け、同時に情報提供等を行う。また、子育て家庭の孤立化を防ぎ、悩みを抱えた親への支援が早期に対応できるよう関係機関へ紹介を行う。	社会福祉課

子育て支援の輪づくり

事業名	事業の内容	担当課
子育てサークル等への活動支援	児童館や地域子育て支援センター、公民館等において、子育て関係団体の活動する機会や場所の提供を行い、連携・協力の促進を図る。	児童福祉課 保育課 生涯学習課

子育てに関する意識啓発の推進

事業名	事業の内容	担当課
イベント開催における啓発活動	イベント等の開催時に、ブースを設けるなどして子育て支援機関や子育て事業を紹介し啓発を行う。	児童福祉課
広報紙等の活用	児童福祉週間などにあわせて、市広報紙やホームページで子育て事業や支援施設についてPRする。	児童福祉課

(2) 家庭での育児や仕事と両立するための子育て支援サービスを

充実します

現状と課題

女性の就業率の向上や多様な就労形態に対応するため、待機児童の解消や多様な保育サービスが求められています。また、保育に欠ける・欠けないを問わず、育児疲れや育児ストレスを軽減するための一時預かり等の保育ニーズも高まっています。

本市では、保育所(園)の新設や建替え、家庭保育室の拡充、幼稚園の活用等により待機児童解消のための取り組みを進めてきました。また、市内2ヶ所の保育ステーション開設等により、多様な保育ニーズに対応してきました。今後も、すべての子育て家庭に対するきめ細かな子育て支援サービスの充実が求められています。

保育サービスの向上を図るため、第三者による保育サービスの評価を行っていますが、保育所(園)は、安心して子どもを預けられる施設であることと同時に保育サービスのあり方も重要なことから、保育サービスの質の向上が求められています。

施策の方向と具体的事業

保育所(園)の整備・拡充

今後も女性の就労意欲は高まることが予想されるため、子育てと仕事が両立できるよう、保育所(園)の整備、拡充を進めます。

また、保育所(園)の子育てにおける専門的な機能を活かし、地域との交流事業を推進して、地域の子育て力の向上に努めるとともに、幼稚園・学校等との連携を進めます。

多様で良質な保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化や、疾病、育児疲れの解消等の理由による多様な保育需要の高まりに対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。

各種子育てサービスの充実

就労している保護者や、在宅で子育てをしている保護者の多様な保育・子育て支援ニーズに対応するため、保育ステーション、ファミリーサポートセンター等のきめ細かな子育てサービスの充実を図ります。

また、子育て家庭の経済的支援のため、児童手当、乳幼児医療費支給等の制度の推

進に努めます。

放課後児童対策の充実

児童を取り巻く社会環境が大きく変化している中、学童保育の需要に対応するため、既存施設の改修や有効活用を図るとともに、幼稚園・民間保育園と連携を図りながら、児童の受け入れ枠の拡大に努めます。

保育の質の確保

保育サービスの質の向上を図るため、公正・中立な機関により、専門的で客観的な立場から評価する第三者評価事業を推進するとともに、良質かつ適切な保育サービスを提供するため、研修会等の充実に努めます。



保育所（園）の整備、拡充

事業名	事業の内容	担当課
保育所の改修・建替	建築年数が経過した保育所の建替えを計画的に実施する。また、建替えにあわせ、定員枠の拡充をするとともに低年齢児の定員枠の拡大に配慮する。また、地域子育て支援センターを併設し、多様な保育ニーズに応える。	保育課
幼保一体施設の整備促進	幼保一元化を図る「総合施設」については、今後の動向を見据えていく。待機児童解消のため、私立幼稚園協会と連携を図り、認可の小規模保育所「幼保一体施設」の整備促進を図る。	保育課 学校課
家庭保育室	低年齢児（0.1.2歳）を保育する家庭保育室の拡充により、待機児童の解消を図る。	保育課

多様で良質な保育サービスの充実

事業名	事業の内容	担当課
延長保育事業	保育所（園）で朝7時から7時30分、夕6時30分から7時まで実施する。また、南越谷・北越谷の保育ステーションで朝6時30分から、夜10時まで実施する。	保育課
一時保育事業	保護者が急用等で保育に困ったときやリフレッシュを図りたいとき、南越谷・北越谷の保育ステーション及び地域子育て支援センター等で一時的（時間単位）に保育を行う。	保育課
緊急・リフレッシュ保育	保護者が育児疲れ等でのリフレッシュを図るため、また、保護者が家族の看病や冠婚葬祭等の社会的事由により、一時的に保育できない場合、就学前の児童を民間保育園で保育する。なお、緊急・リフレッシュ保育は一日単位での保育を基本としている。	保育課
休日保育	年末年始を除く毎日、南越谷・北越谷の保育ステーションにおいて夜10時まで保育を行う。	保育課
夜間保育	年末年始を除く毎日、南越谷・北越谷の保育ステーションにおいて夜10時まで保育を行う。	保育課
特定保育事業	地域子育て支援センター及び南越谷・北越谷保育ステーションの一時保育において実施する。	保育課

事業名	事業の内容	担当課
病後児保育 《新規事業》	病気回復期にあり、集団保育の困難な時期や個別の医療的配慮を必要とする児童を対象とし、病院等に付設させた専用スペースにおいて一時的に保育を実施するなど乳幼児健康支援一時預かり事業を検討する。	保育課



各種子育てサービスの充実

事業名	事業の内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	「子育ての援助を受けたい」と「子育ての援助を行いたい」の地域での相互援助として組織されている。保護者の仕事や病気などを理由とした、保育所・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かりなど行う。	児童福祉課
送迎保育	利便性の高い駅前に保育ステーションを設置し、送迎バスを利用し、保育園への送迎を実施する。	保育課
幼稚園の預かり保育	各園において、仕事を持っている子育て中の親たちに対応するため、あるいは、専業の母親がリフレッシュする時間を提供するために、一時的な預かり保育で支援を行う。	学校課
幼稚園における各種子育て支援事業	各園での園庭開放時に、在園児の子はもとより、地域の子育て中の親たちの悩みについて相談を受ける。また、サンシティを会場に講演や「うたの集い」を開催する。	学校課
トワイライトステイ（夜間養護）事業	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に、養育に欠ける児童の生活指導や食事の提供等を午後10時までファミリーサポートセンター事業等で対応する。	児童福祉課
ショートステイ（短期入所生活援助）事業	保護者が疾病等で児童を養育することが困難な場合について、児童相談所の一時保護により対応しているが、児童福祉施設や里親制度の利用を図る。	児童福祉課
児童手当の支給	支給対象年齢の拡大や所得制限の緩和等について国へ要望するとともに、受給対象者に対して制度の周知を図る。	児童福祉課
乳幼児医療費の助成	乳幼児が病気やケガなどで医療機関に支払う医療費の一部を支給しているが、制度の充実に向け県等へ要望する。なお、市の独自措置として、市内医療機関（一部を除く）を受診した場合の窓口負担をなくしている。	児童福祉課
幼稚園就園奨励費の補助	幼稚園の入園が容易になるように入園料や保育料など保護者の経済的負担の軽減を図る。	学校課
新入学児童への交通災害共済事業	越谷市交通災害共済事業において、小学校第1学年に入学・転入学する児童の共済加入金をその年度のみ市が負担する。	交通防災課

放課後児童対策の充実

事業名	事業の内容	担当課
学童保育室の整備	小学校開設にあわせ学童保育室を設置する。また、保育需要を見極めつつ定員に見合った学童保育室を計画的に整備を行う。	保育課
民間学童保育室	私立幼稚園協会や私立保育園協会と連携を図り、待機児童解消のため学童保育事業の拡充を図る。	保育課

保育の質の確保

事業名	事業の内容	担当課
第三者評価事業	保育サービスの質の向上を図るため、第三者評価事業等を推進する。	保育課

(3) さまざまな子育て家庭を支えます

現状と課題

すべての子育て家庭が、穏やかで安定した暮らしの中で子育てしていくことが可能になるよう社会的な支援体制を充実する必要があります。

今日、障害の有無にかかわらず、社会に関わりながら住み慣れた地域でともに安心して暮らせる環境づくりが求められています。そのため、障害児やその保護者を支えるサービスの充実が必要とされています。

本市では、障害児を持つ家庭に対する扶助制度として、特別児童扶養手当や障害児手当等の経済的支援、また、障害児支援費事業や各種制度を通じ居宅生活の支援を実施しています。

また、障害児が自らの可能性を引き出し、社会的に自立していくために、早期療育や通園施設事業による運動療法・生活指導等を実施しています。

相談事業におきましても、教育相談所等で発達相談や就学相談を行い、専門機関と連携し総合的な相談活動を実施しています。

離婚等の増加に伴い、ひとり親家庭が増加しています。特に乳幼児を抱えるひとり親家庭では、子育てを始め生活全般にわたり精神的、経済的負担が大きくなっています。本市では、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、また、児童ケースワーカーが県の女性相談員と連携し、生活資金のあっ旋などを行っています。

今後も、ひとり親家庭は増加する傾向にあり、相談活動の充実とともに就労支援など経済的自立等の総合的な支援が求められています。

国際化の進展とともに本市でも、外国人家庭が増えており、円滑な市民生活が送れるように、生活情報について外国語表示をしたり、保育所の給食において、生活習慣への配慮をしています。

今後も、言語や文化・生活習慣の相互理解を進めるとともに、外国人家庭への配慮が求められています。

施策の方向と具体的事業

障害児をもつ子育て家庭への支援策の充実

乳幼児の健康診査の受診機会等を捉え、障害の早期発見に努めるとともに、それぞれの障害に応じた療育体制や相談体制を充実します。

また、障害児の保育、教育に関する支援、地域社会活動への参加促進について関係機関と連携を図ります。

ひとり親家庭の自立支援の推進

離婚等により、ひとり親家庭が増加している状況を踏まえ、ひとり親家庭の子どもの健全な成長や、ひとり親家庭の生活の自立を促進するため、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などを進めるとともに、相談体制の充実を図ります。

外国人家庭などへの支援

外国人家庭における、言葉や文化、生活習慣等の違いによる子育ての悩みや不安を解消し、日常生活が円滑に送れるように、外国語による情報提供の充実を図るとともに、多言語による情報提供や外国人の各種相談に応じられるよう、今後検討を行います。



障害児をもつ子育て家庭への支援策の充実

事業名	事業の内容	担当課
知的障害児通園施設事業	知的発達に遅れのある児童を年齢や発達程度に応じた療育を行い、日常生活に必要な動作訓練や集団生活に必要な技能、知識を身につけさせる。	児童福祉課
肢体不自由児通園施設事業	身体の発達の遅れや障害のある児童を障害等の程度に応じて、治療、運動療法及び生活指導を行い、発達の促進や障害の軽減を図る。	児童福祉課
特別支援教育	市内小中学校特殊学級及び通級指導教室の指導の充実を図る。また、通常学級に在籍するLD児等の障害理解を深めるための研修会の充実を図る。さらに、入院治療を行いながら学ぶ児童生徒の院内学級についてテレビ電話による交流等を推進する。	指導課
早期療育発達支援事業	心身の発達に遅れや障害のある幼児と保護者への指導・訓練を通して、発達を促進し、また障害等の軽減を図る。	児童福祉課
ことばの治療相談室	ことばが遅い・聞こえが悪い・発音がおかしいなどことばの障害について、言語聴覚士による早期発見と訓練、治療を行う。	児童福祉課
障害児・者複合施設建設事業	みのり学園・あけぼの学園・しらこぼと職業センターの3施設の機能・サービスを見直し、施設の複合化を図る。	児童福祉課 障害福祉課
医療・補装具の給付	身体に障害のある児童に対して医療・補装具等を給付し、障害による負担を軽減し、日常生活の向上を図る。	児童福祉課
障害児支援費事業	心身に障害のある児童に対して、居宅介護・短期施設入所などを支援し、介護者等への負担軽減を図る。	児童福祉課
特別児童扶養手当	心身に重度・中度の障害のある児童(20歳未満)を養育していて、所得が一定未満の家庭に手当を支給(県への進達事務)する。	児童福祉課
心臓病手術費等助成	心臓疾患のある18歳未満の児童に精密検査及び手術等に要する医療費以外の自己負担金について、限度額の範囲内で助成する。	児童福祉課
乳幼児特別発達相談	発育・発達に不安を抱える親子に対し、小児科医師による相談を行うほか、保健師等により相談も行う。	市民健康課
1歳6か月児・3歳児継続相談	小児科医師・言語聴覚士・保育士・心理判定員・保健師による幼児の発達相談や療育指導を行う。	市民健康課

事業名	事業の内容	担当課
保育所の障害児保育	保育所のバリアフリー化を進めつつ障害児の保育施設等への積極的な受け入れを推進する。	保育課
学童保育室の障害児保育	学童保育室のバリアフリー化を進めつつ障害児の保育施設等への積極的な受け入れを推進する。	保育課
教育相談所の教育相談事業	教育相談所における発達相談および就学相談を行う。対象は就学前の幼児から中学生まで。日曜日、祝日を除く月曜日から土曜日で実施する。	指導課
養護学校放課後学童保育事業	養護学校に通う児童生徒の放課後保育を行い、保護者への支援を行う。	児童福祉課

ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名	事業の内容	担当課
児童扶養手当	母子家庭の児童や父に一定の障害のある児童を育てている母親、又は母にかわってその児童を養育している方に手当を支給し自立支援を行う。児童に一定の障害がある場合は20歳未満。	児童福祉課
ひとり親家庭等医療費支給制度	母子・父子家庭、父または母に一定の障害がある家庭の方が、医療保険制度で医療を受けた場合に支払った医療費の自己負担分の一部を支給し、経済的支援を行う。	児童福祉課
母子家庭等相談事業	生活・住宅に対する相談や、母子・父子家庭等が修学等の自立促進や疾病等の事由により一時的に生活援助や保育等のサービスが必要な世帯への支援を図る。また、身近な相談窓口として生活や就労、子育てなど家庭の抱えている問題に適切な助言ができるよう母子自立支援員を配置する。	児童福祉課
母子・寡婦福祉資金貸付事業	20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母や父母のいない児童及び寡婦に対して、修学、技能の習得や生活資金の貸付（県への斡旋）を行う。	児童福祉課

外国人家庭などへの支援

事業名	事業の内容	担当課
生活ガイドブックの配布	日常生活で必要な基本的事項が書かれたガイドブック（英語、中国、ハングル）の外国籍市民への配布をする。	秘書課

事業名	事業の内容	担当課
KOSHIGAYA GUIDE MAP の配布	英語版越谷ガイドマップの配布をする。	秘書課
PROFILE OF KOSHIGAYA の配布	越谷市の施設案内等の英語版を配布する。	秘書課
コシガヤメッセンジャーの配布	広報紙の中で、外国人に必要な情報（休日当番医、催物等）を抽出し翻訳したものを月1回、広報こしがやの英語版として発行する。	秘書課



(4) 子育てしやすい就労環境づくりを支援します

現状と課題

女性の就労率が高くなる一方で女性の育児に対する負担が変わらないなど、依然と性別役割分担意識が残っており、それが少子化の原因のひとつになっていると言われています。また、女性が働きながら子育てしていく場合、子育てが一段落した後に職場復帰するM字型就業を示しており、子育てと仕事の両立が困難な状況があります。一方、男性も長時間労働により育児に参加できず、母親がひとりで悩みながら育児と家事を担っている状況も少なくありません。

本市では、男女共同参画支援センター「ほっと越谷」で男女共同参画社会促進のため、各種講座やセミナーを開催し、多様な働き方に関わる広報・啓発活動を実施しています。

また、男性の育児参加を促進するため、子育てサロンでの「父親サロン」や、児童館での親子教室、男性向け家庭教育学級などを行っています。

今後とも、働き方の見直しに係る企業等への啓発活動、男性の育児参加、女性の就労や再就職の支援などを進めていく必要があります。

施策の方向と具体的事業

多様な働き方の見直しに係る啓発

すべての人が、仕事と家庭に生きがいをもてるよう多様な働き方の選択や職場優先の意識、従来の固定的な性別役割分担意識を見直す必要があります。このため事業主、勤労者に対して、働きかけや啓発、広報活動を進めます。

男性の育児参加の促進

女性の家事・育児などへの負担が大きいことから、男女が共同して子育てなどの家庭生活に参画できる環境づくりを推進する必要があります。そのため、男女共同参画意識の啓発を図るとともに、男性の子育てなどへの関わりを促進する事業に取り組みます。

ファミリーフレンドリー企業の啓発及び表彰

仕事と育児・介護の両立支援等に取り組む「ファミリーフレンドリー企業」に関する情報提供や啓発活動を行います。

就労支援と再就職のための支援

出産や育児により退職した女性の再就職の支援や若者の就職支援のため、産業雇用支援センターの活用やハローワークとの連携による情報提供や相談事業を実施するとともに、講習会や技能習得のための講座の開催など、就職に向けた学習機会の提供を行います。



多様な働き方の見直しに係る啓発

事業名	事業の内容	担当課
広報活動の推進	パンフレット等を越谷市産業情報ネットワークシステムへの掲載や配布等を行い、啓発に努める。	産業振興課
セミナー等の開催	労働基準法等に関する知識を深めるためのセミナーを開催する（埼玉県・越谷市商工会と共催）	産業振興課
男女共同参画フォーラム	「女は家庭、男は仕事」といった固定的役割分担意識に縛られることなく、男女が共に性別にとらわれない対等なパートナーとして男女共同参画社会の意識の向上を目的とした講座の開催等を行う。	企画課

男性の育児参加の促進

事業名	事業の内容	担当課
父親サロン	子育てサロンにおいて、日ごろ児童と接する時間の少ない父親のために、育児に関する相談や各種子育て情報を提供する。	児童福祉課
児童館の親子教室	幼児と父親を対象に遊びや工作などの教室を開催する。	児童福祉課
公民館の男性向け家庭教育学級・講座	父親や父親と子を対象とした子育て学級・講座を開催する。	生涯学習課
地域子育て支援センター事業（再掲）	子育て講座や子育て広場等を開催し、参加した親子同士の交流を図るとともに、子育て相談や窓口で子育て情報を提供する。	保育課
母親学級・両親学級	妊婦とその夫を対象として、栄養指導・歯科保健・新生児の保育・沐浴などの講習及び実習を行う。	市民健康課
男女共同参画支援センターの男性学講座	男性が固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、個性に合った生き方を模索できるよう講座の開催をする。	企画課

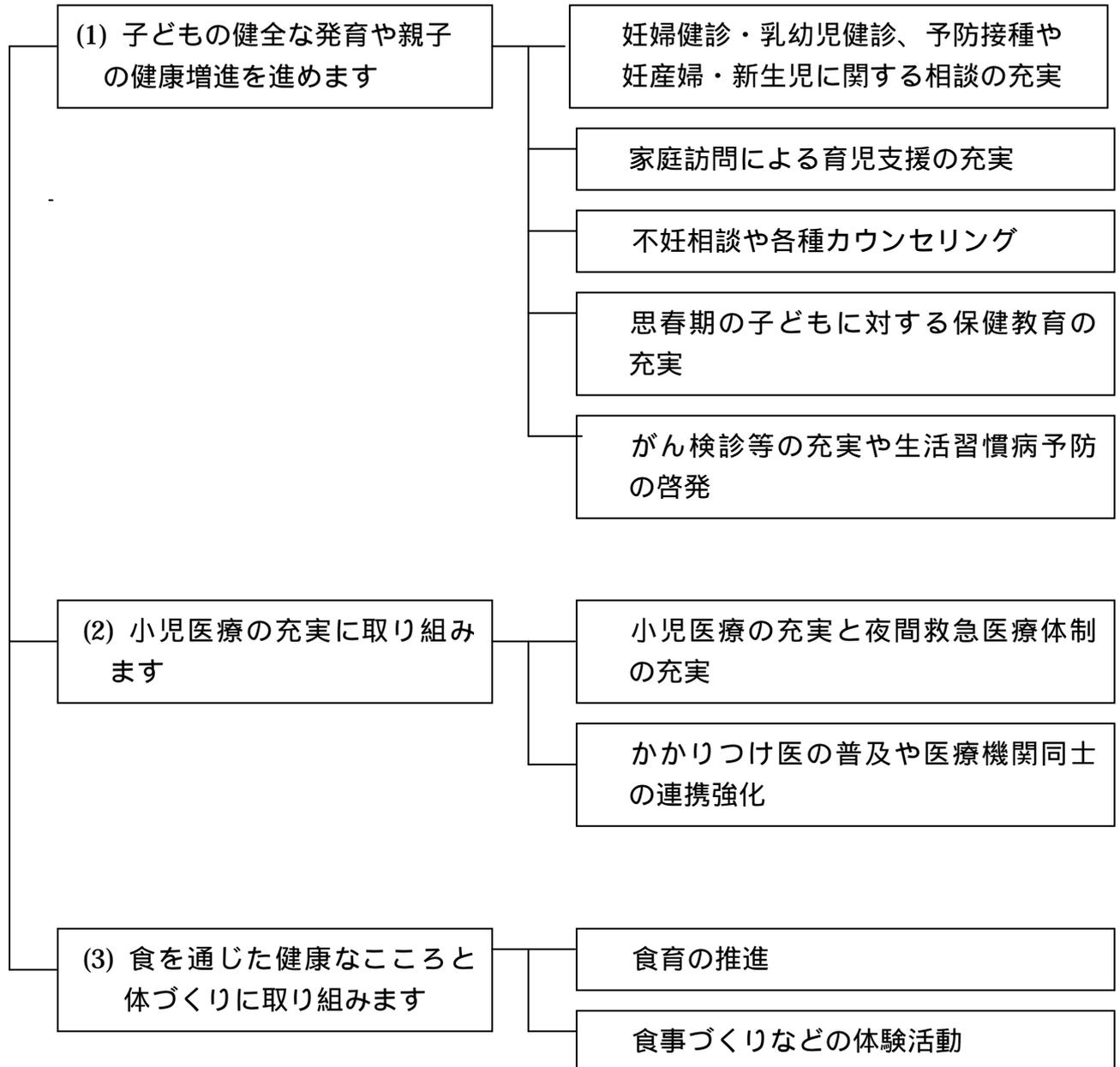
ファミリーフレンドリー企業の啓発及び表彰

事業名	事業の内容	担当課
ファミリーフレンドリー企業の普及・促進	企業に対して子育てしやすい就労環境づくりへの働きかけや、ファミリーフレンドリー企業の紹介を行い、普及、促進を図る。	産業振興課

就労支援と再就職のための支援

事業名	事業の内容	担当課
若者向就労支援セミナー等の開催	就職を希望する若い方を対象に、早期就職のためのセミナーのほか、関係機関との共催により就労支援に向けたセミナーを開催する。	産業振興課
若年者等就職支援事業《新規事業》	就職を希望する若年者、女性、中高年を対象に、キャリアコンサルタントを配置し、就職に向けた、きめこまやかな総合的なカウンセリングを行い、就職支援を図る。	産業振興課
相談事業の充実	パートタイマー、内職等の求職者に対する就職相談、職業紹介、情報提供等相談業務の充実を図る。	産業振興課
キャリアアップ講習会の開催	再就職、女性の職域拡大を図るため、自己表現講習会などを開催する。	企画課
再就職に関する情報提供	女性の経済的自立を促進するため、特に再就職を希望する女性への支援として情報提供を行う。	企画課

2 子どもの健やかな成長と親子の健康づくりを支えます



(1) 子どもの健全な発育や親子の健康増進を進めます

現状と課題

本市では、妊婦・乳幼児に関わる各種の健診を実施するとともに、乳幼児育児相談・栄養相談、母親学級・両親学級等、発育・発達過程に応じた相談事業や、助産師による家庭訪問、保健師による育児相談などを実施しています。今後も、安心して出産ができ、子どもが健康に育つように各種健診の充実が求められています。

思春期の児童・生徒に対しては、子どもの心理的な悩みに関する専門家によるカウンセリングや、性感染症の予防、喫煙、薬物の危険性等に関する教育を学校で実施しています。今後も、思春期の心と身体の発達の正しい理解を深めるため母子保健関係課と学校の連携を図り、効果的な思春期保健対策を実施することが求められます。

また、家族の健康増進のために、がん等の検診や生活習慣病予防の啓発などを行い、将来にわたる健康づくりを支援する必要があります。

施策の方向と具体的事業

妊婦健診・乳幼児健診、予防接種や妊産婦・新生児に関する相談の充実

安心して出産ができ、子どもが健やかに成長することができるよう、妊婦・乳幼児健診を充実するとともに、健診の場を活用して、子育て等に関する相談を実施します。

また、予防接種、乳幼児育児相談・栄養相談等の個別相談、母親学級・両親学級等を実施します。

家庭訪問による育児支援の充実

親の育児不安の解消や乳幼児の発育・発達過程に応じた育児相談等のため、保健師及び助産師会など地域の人材等の活用で、家庭訪問による育児支援を充実します。

不妊相談や各種カウンセリング

子どもを持ちたいのに子どもができない場合に、不妊治療を受けるケースが多くなっていることを踏まえ、不妊に関する相談への対応や情報の提供を行います。また、子どもの心理的な問題等に関するカウンセリングを行います。

思春期の子どもに対する保健教育の充実

十代の性の問題に対応するため、性に関する健全な意識の涵養と合わせて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に対する相談体制を充実します。

がん検診等の充実や生活習慣病予防の啓発

家族の将来にわたる健康づくりを支援するため、がん検診等の健康診査を充実するとともに、生活習慣病予防のための知識の普及、啓発を行います。



妊婦健診・乳幼児健診、予防接種や妊産婦・新生児に関する相談の充実

事業名	事業の内容	担当課
乳児健康診査	4か月児、10か月児の身体測定・診察・相談を医療機関で実施する。	市民健康課
幼児健康診査	1歳6か月児、3歳児を対象に身体測定・問診・診察（内科・歯科）及び保健師・栄養士による相談を行う。	市民健康課
乳幼児育児相談	乳幼児を対象に保健師が身体測定と育児について相談を行い、育児不安の解消を図る。	市民健康課
離乳食教室	5～6か月・7～8か月児の親を対象に、離乳食の作り方講習や試食を行い、乳児の育児支援を行う	市民健康課
栄養相談	乳幼児・思春期を対象とした食生活、栄養に関する個別相談を行い、バランスのとれた食生活を促進する。	市民健康課
母親学級・両親学級	妊婦とその夫を対象として、栄養指導・歯科保健・新生児の保育・沐浴などの講習及び実習を行い、出産準備教育を進める。	市民健康課
予防接種（各種）	B C G、ポリオ等各種予防接種を医療機関などで実施する。また、未接種者に対する情報提供を行い、接種率の向上を図る。	市民健康課

家庭訪問による育児支援の充実

事業名	事業の内容	担当課
妊産婦・新生児訪問	助産師等が家庭訪問し、妊娠・出産・育児について相談を受け、子育ての悩みや不安の解消などを図る。	市民健康課
家庭訪問	保健師等が子育ての悩みや不安などを抱える家庭や健診未受診家庭を訪問し、育児や健康などの相談を受け、助言・指導を行う。また、他の子育て機関との連携を図り、適切な支援を行う。	市民健康課

不妊相談や各種カウンセリング

事業名	事業の内容	担当課
不妊治療の情報提供	電話相談などで不妊に関する相談への対応や情報の提供を行う。	市民健康課
児童精神カウンセリング事業	市立病院において、児童心理カウンセラーにより、専門的な相談を行う。	市立病院

思春期の子どもに対する保健教育の充実

事業名	事業の内容	担当課
健康教室	小中学校等で喫煙による弊害や正しい性知識などについて健康教室を開催し、健康の増進に努める。	市民健康課
学校における保健教育の推進	小学校中学年からの性教育について、各小中学校で実施し、正しい理解促進を図るとともに、男女の意義について理解を深める。	指導課
喫煙防止等に対する啓発	越谷市広報・懸垂幕等を利用して青少年への喫煙防止等の意識啓発を行う。	生涯学習課

がん検診等の充実や生活習慣病予防の啓発

事業名	事業の内容	担当課
健康教育（集団）	糖尿病・肝臓病予防教室、禁煙講座や健康体操教室のほか、更年期をさわやかに過ごすためのダンベル体操教室・健康体操教室などを開催し、健康増進を進める。	市民健康課
健康教育（個別）	各健康教室修了者に対して個別に相談を行い、個人に適した指導を行う。	市民健康課
重点健康相談	基本健康診査を受けた後の個別または集団の健康相談を行い、健康支援の充実を図る。	市民健康課
総合健康相談	保健師・栄養士による疾病予防、食生活改善などの健康全般にかかる相談指導を行う。	市民健康課
ヘルシーキッズ	幼児を対象とした肥満・虫歯予防のための健康教室を開催する。	市民健康課

(2) 小児医療の充実に取り組みます

現状と課題

乳幼児をもつ親を対象にした子育てアンケートでは、小児医療体制の充実と夜間救急医療体制の確立を要望する声が高くなっています。

小児医療体制の充実は、子どもの疾病対策や健康を守る上で、安心して子どもを産み、健やかに育てるための基盤となるものです。

本市では、越谷市小児夜間急患診療所で、夜間における小児の初期救急医療を行っています。また、小児の第二次救急医療体制として、5市1町で小児救急医療支援事業を実施しています。

今後も越谷市小児夜間急患診療所において、夜間における小児の初期救急医療体制を充実し、健康な子どもの育成に取り組むことが求められています。

また、子どもの疾病の予防・早期発見のためには、普段から気軽に相談できる医療機関をもっておくことが必要です。身近な医療機関の利用による「かかりつけ医」の普及を進めるとともに、医療機関同士の連携強化を図ることも課題となっています。

施策の方向と具体的事業

小児医療の充実と夜間救急医療体制の充実

小児医療は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるため、小児医療体制の整備、小児夜間急患診療所の運営を充実します。

かかりつけ医の普及や医療機関同士の連携強化

子どもの疾病予防・早期発見のために、身近な医療機関の利用による「かかりつけ医」の普及や、医療機関同士の連携強化を図ります。

小児医療の充実と夜間救急医療体制の充実

事業名	事業の内容	担当課
越谷市小児夜間急患診療所運営事業	越谷市小児夜間急患診療所において、夜間における小児の初期救急医療体制の充実を図る。	市民健康課
小児救急医療支援事業	小児の第二次救急医療体制を確保するため、小児救急医療支援事業を5市1町で実施する。	市民健康課

かかりつけ医の普及や医療機関同士の連携強化

事業名	事業の内容	担当課
医療提供体制の充実	かかりつけ医に関する市民向け啓発パンフレットを作成するとともに、市ホームページを活用して医療機関情報を提供する。	市民健康課



(3) 食を通じた健康なこころと体づくりに取り組みます

現状と課題

成長期にあたる子どもの朝食の欠食や偏食、さらに多種多様な食物が手軽に入ることから、成人病発症の低年齢化、咀嚼力の低下、肥満の増加等が問題になっています。バランスよく食事をとることは、子どもの成長を根源的に支えるとても大事なことです。「食事」という行為の重要性を、栄養の面からも家族関係の面からも考えていく必要があります。

本市では、離乳食教室、料理講習会等において乳幼児や児童を持つ親に対する学習機会の提供を行っています。また、学校では、給食時間や家庭科、総合学習の時間に食生活や栄養に関する教育、子ども料理教室、親子料理教室など参加型の体験教室を実施しています。

乳幼児期から学童期、思春期にわたる発達段階に合わせた食に関する学習機会や情報の提供が必要になっています。また、体験教室等で料理の楽しさや、栄養に関する知識を学び、大人になってからも食生活について栄養面でも配慮できるような習慣を身につける教育が求められています。

施策の方向と具体的事業

食育の推進

食事は心身の成長の基礎となる重要な要素であることから、乳幼児期から学童期、思春期にわたる発達段階に合わせた、食に関する学習機会の提供や情報の提供を行います。

食事づくりなどの体験活動

子どもにとって、料理をつくることは、つくる喜びを体験するとともに、食事の大切さを考える契機にもなることから、子ども料理教室等の子ども参加型の体験学習に取り組みます。

食育の推進

事業名	事業の内容	担当課
離乳食教室（再掲）	5～6か月児、7～8か月児の親を対象に離乳食の作り方講習と試食を行い、乳児の育児支援を行う。	市民健康課
栄養相談（再掲）	乳幼児・思春期を対象とした食生活、栄養に関する個別相談を行い、バランスのとれた食生活を促進する。	市民健康課
健康教育・料理講習会	栄養についての健康教育、乳幼児・児童対象の講習会等を行い、食についての理解を深める。	市民健康課
保育所における食育の充実	保育所（園）の保護者を対象に、栄養士による講習及び試食を行い（各保育所年齢別に実施）、食の大切さについての啓発を行う。	保育課
食育教育の推進	食生活の見直しや栄養に関することなどを、給食時間・家庭科や総合的な学習の時間等で取り上げ、食育を推進する。	指導課 給食課
学校給食研究協議大会	小学校の保護者と学校給食関係者を対象に食に関する講演、研究発表を行う。	給食課
給食だよりの発行	小学校の保護者と中学生を対象に食に関する情報を提供する。	指導課 給食課

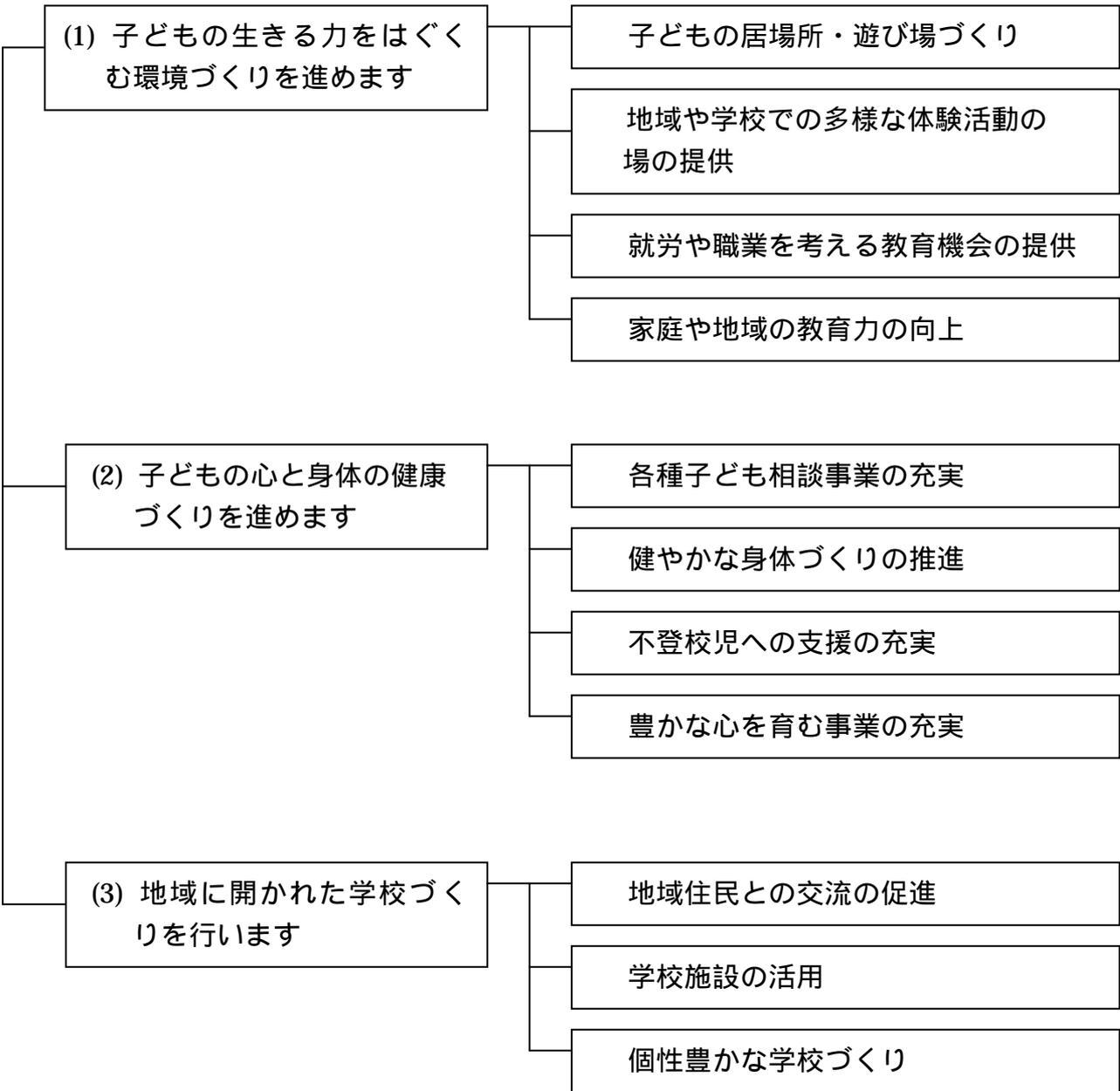
食事づくりなどの体験活動

事業名	事業の内容	担当課
子ども料理教室	小学校3年生から6年生の児童を対象におやつ作り・食事作り教室を開催し、実践的な食育を進める。	市民健康課
親子料理教室	小学生の親子を対象とし、料理教室を開催し、親子の交流を図るとともに、家庭における食の関心を高める。	市民健康課
親子手作りおやつ教室	小学生の親子を対象とし、手作りおやつ教室を開催し、親子の交流を図るとともに、家庭における食の関心を高める。	市民健康課
クッキング保育	保育所（園）で児童と一緒に、カレーづくり、クッキーづくり、芋煮会等を実施して、つくる喜びを体験し、食事の大切さを学ぶ。	保育課
体験活動による食育の推進	家庭科における調理学習、総合的な学習の時間における実習体験を通して実践指導を行う。	指導課
学校給食の試食会	小中学校の保護者を対象に学校給食の試食と食に関する啓発を行う。	給食課

事業名	事業の内容	担当課
小中学校の調理講習会・ 親子調理講習会	小中学校の保護者、または親子を対象に調理講習会を行う。	給食課
小学生の野菜皮むき体験	小学校1・2年生を対象に学校給食に使用するグリーンピースのさやむきやトウモロコシの皮むきを体験し、野菜に親しみ、食に関心を持たせる。	給食課



3 次代を担う子どもの成長を支えます



(1) 子どもの生きる力を育む環境づくりを進めます

現状と課題

都市化や遊び場の減少、さらに子どもたちのコミュニケーションの方法の変化から、一人で遊ぶ児童が増えています。しかし、子どもにとって、遊び等を通じた友だちとの交流は、社会性の習得と健全な人格形成のために不可欠な体験です。

本市では、児童館や地区センター、公園などの公共施設を活用して、子どもの居場所となるように、さまざまな事業を実施しています。また、デイキャンプや自然観察会、ボランティア体験、中学生社会体験チャレンジ事業など、子どもに対する体験学習の機会を提供しています。

今後も、地区センター・児童館・学校・公園等の社会資源を有効活用し、子どもたちが安心して自由に遊べ、安全に過ごすことができる「居場所・遊び場づくり」を推進するとともに、自然体験、ボランティア体験、職業体験など体験学習の機会を充実する必要があります。

今日、核家族化、少子化、都市化などの進展により家庭や地域の子育て力・教育力の低下が指摘されています。本市では、家庭や地域の教育力の向上をめざして、家庭教育学級の開催、家庭教育手帳の配布、学校施設の開放による地域の人材を活用し、スポーツ活動を支援しています。

今後も、地域の人材の活用や関係機関等の協力によって、子どもの多様な体験活動の充実、世代間交流の推進、学校施設の地域への開放、地域のスポーツ環境の整備等を通じて、家庭や地域の教育力の向上を図ることが求められています。

施策の方向と具体的事業

子どもの居場所・遊び場づくり

子どもは遊びを通して、友達とのふれあいや交流をしながら社会性や協調性を身につけ、豊かな人間性を育みます。そのため、地区センター・児童館・学校・公園等を活用し、子どもたちが自由に遊べ、安全に過ごすことができる居場所・遊び場づくりを進めます。

地域や学校での多様な体験活動の場の提供

子どもたちが体験を通して文化や社会への関心を高め、的確に判断できる能力を身につけ、自立した人間として成長できるよう、地域や学校でのさまざまな社会体験や自然体験の機会提供を行い、子どもの生きる力や豊かな人間性を育成します。

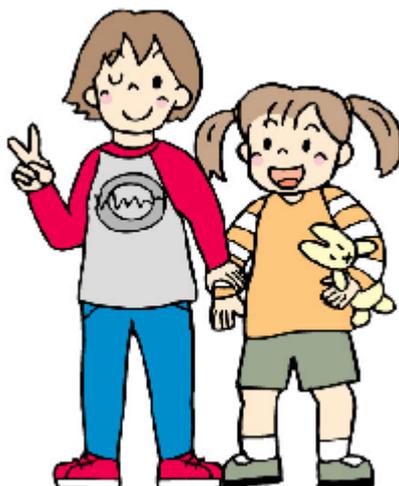
就労や職業を考える教育機会の提供

子どもたちができるだけ早い段階から社会との関わりを実感できるよう、児童生徒の発達段階に応じて、職場見学や職業体験等、就労や職業を考える機会を提供します。

家庭や地域の教育力の向上

都市化、核家族化、少子化、地域のつながりの希薄化に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえて、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

子どもを地域社会で育てる観点から、地域の人材の活用や関係機関等の協力によって、子どもの多様な体験活動の充実、世代間交流の推進、学校施設の地域開放、地域のスポーツ環境の整備を図ることなどにより、地域の教育力の向上を図ります。



子どもの居場所・遊び場づくり

事業名	事業の内容	担当課
児童館事業	遊びや各種教室などを通して児童の健全な発達や豊かな創造性を育む場としての事業のほか、児童自らが学び遊ぶ場、集い仲間づくりの場として、大型施設の特徴を生かした児童の居場所づくりを推進するとともに、祝日の開館や夏季休業中の開館時間の延長を図る。 また、子育て支援施設として複合的な機能をもった児童館の建設を検討する。	児童福祉課
科学技術体験センター事業	観察や実験、工作などの体験を通して、楽しみながら科学への興味・関心を高め、また創造性豊かな児童生徒の育成を図るための参加型施設として多様な事業を実施する。祝日の開館や夏季休業中の開館時間の延長を図る。	総務課
地区センター・公民館整備及び活用	地区センター（大型館）において図書コーナーや学習スペース等を設置する。	地域活動推進課
街区公園等の整備	子どもや親子連れをはじめ、多くの市民の身近なレクリエーションや交流の場として、また、災害時の一時避難場所としても利用できる街区公園を、土地区画整理地内に計画的に整備する。	公園緑地課
プレ・パーク支援	都市公園内における1日プレ・パーク開催支援及び常設プレパークの調査研究をする。	公園緑地課 児童福祉課
地域子ども教室推進事業 《新規事業》	公共施設等を利用し、放課後や週末等に安全・安心に、継続的な活動のできる場の整備として、子どもの居場所づくりに取り組む。	生涯学習課
保育所の地域交流事業 （再掲）	保育所で行う遊ぼう会等を通して参加した親子同士の交流を図り、悩みや不安についての相談に応じる。	保育課
地域子育て支援センター事業 （再掲）	子育て講座や子育て広場等を開催し、参加した親子同士の交流を図るとともに、子育て相談や窓口で子育て情報を提供する。	保育課
保育ステーションの子育て広場	南越谷保育ステーションでオープンスペースを利用し、親子の交流の場を提供する。	保育課

地域や学校での多様な体験活動の場の提供

事業名	事業の内容	担当課
児童館の親子自然体験事業	豊かな自然の中で、児童が宿泊または日帰りで体験学習（星空の観測や自然探索など）を実施するほか、実験・工作やデイキャンプとして飯ごう炊飯やカレーライスづくなどにチャレンジする。	児童福祉課
自然観察会 （夏休みこども自然教室）	夏休みにこども自然教室を開催し、環境に対する意識を高める。	環境保全課
保育所の体験保育	施設の見学や施設での体験をしたり、自然豊かな公園などで自然体験を実施する。	保育課
ボランティア体験活動の推進	小中学校における総合的な学習の時間等において、体験的な学習を通して、地域社会の人たちとふれあう機会を設ける。	指導課
公民館等による体験学習	児童を対象にゲームや遊びを通して、ほかの人たちとのふれあいや協調性を学ぶ。	生涯学習課
越谷市ふれあいの森	市民による森づくりに親子で参加し、植樹や枝打ちなどの作業を通して、親子のふれあいや自然の素晴らしさを体験する。	生涯学習課
こどもエコクラブ活動	小中学生のクラブ活動として、身近な生き物の調査や地域の環境保全活動の取り組みを進める。	児童福祉課

就労や職業を考える教育機会の提供

事業名	事業の内容	担当課
中学生社会体験チャレンジ事業	地域の事業所での職場体験学習を通して、職場の人たちとのふれあいや仕事の大切さを学ぶ。	指導課
地場産業見学・体験	小中学生による地場産業事業所への見学や体験づくりなどを実施する。	産業振興課

家庭や地域の教育力の向上

事業名	事業の内容	担当課
地域活動の支援	地域で行う世代間交流事業などの地区まちづくり事業を支援する。	地域活動推進課
家庭教育学級・講座の開催	子どもを持つ親を対象に公民館主催事業として家庭教育学級・講座を開催する。	生涯学習課
家庭教育手帳の配布	文部科学省（埼玉県版）の家庭教育手帳を学校等を通して家庭に配布する。	生涯学習課
ジュニアリーダー育成研修会	子ども会の5・6年生を対象に、ジュニアリーダー（中学、高校生）育成研修会を開催し、子ども会活動及び地域社会に関心を持てる青少年育成を図る。	生涯学習課
部活動外部指導者の活用	中学校部活動において、外部指導者として地域の教育力の活用を進める。	指導課
小中学校体育施設開放（再掲）	小・中学校体育施設を学校教育に支障のない範囲において開放し、地域指導者による青少年のスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図る。	体育課
学校における安全教育事業	小中学校の児童・生徒全員に、携帯用の防犯ブザーを配布し、使用方法を教えるとともに、防犯意識の啓発を図る。	指導課
家庭における安全教育	家庭内での児童のケガや事故を防止するための啓発活動や学級・講座等での取り組みを図る。	児童福祉課

(2) 子どもの心と身体健康づくりを進めます

現状と課題

今日、いじめ、不登校、非行、犯罪など青少年をめぐる問題が増加し、青少年の育成に大きな影響を与えています。本市では、子どもの教育や心身の発達、いじめや不登校、非行等の保護者からの相談を家庭児童相談室やこども家庭相談員、教育相談所、青少年相談室などで実施しています。

運動機会の減少等により、子どもの体力の低下、さらに肥満傾向の子どもの増加が問題になっています。子どもの成長の基本となる健康な身体づくりのため本市では、学校教育をはじめ、学校休業日の小・中学校の運動施設の開放を行い、スポーツや運動に親しむ機会を提供しています。

健康な身体づくりと合わせて、他人を思いやる心を育むため、乳幼児や高齢者と接し、命の大切さや生きることのすばらしさを体験的に感じさせることが求められています。そのため、学校や児童館、地域等で世代間交流事業などを実施しています。

また、不登校児への対応として、学校へスクールカウンセラー等を配置することや地区センターで学校復帰を目的とした事業を実施しています。

今後は、子どもたちや保護者の悩みを解消するために、早期に対応することや相談体制等の充実を図る必要があります。

施策の方向と具体的事業

各種子ども相談事業の充実

教育や心身の発達に関する悩み、いじめ、非行等の問題に対応するため、学校・教育相談所等における相談体制を充実するとともに、各種相談事業との連携を図ります。

健やかな身体づくりの推進

運動機会の減少等により、子どもの体力が低下傾向にあることや、生活習慣の乱れや肥満の増加が指摘されていることを踏まえ、運動部活動等の学校におけるスポーツ環境を充実するとともに、地域のスポーツ活動の充実を図ります。

また、子どもに生涯にわたる心身の健康保持、増進に必要な知識や、適切な生活習慣を身につけさせるため、健康教育を進めます。

不登校児への支援の充実

学校生活への適応等に関するカウンセリング等を行い、不登校児童・生徒の学校復帰に向けた支援を行います。

豊かな心を育む事業の充実

他人を思いやる心や感動する心を育むため、児童と乳幼児や高齢者との交流、幼いうちから絵本や読書に親しむ機会を提供する読み聞かせ等、各種講座や情操教育を推進します。



各種子ども相談事業の充実

事業名	事業の内容	担当課
家庭児童相談室	学校や保育所(園)、幼稚園に行けない、友だちと遊べない、非行の心配があるなどの問題について、専任の家庭児童相談員が、電話や面談により、助言・指導や、場合によっては他の機関に紹介を行う。	児童福祉課
児童館の子ども家庭相談	児童館2カ所で、専任の子ども家庭相談員が、発育や生活習慣、遊びについてなど面談・電話により相談、助言を行う。	児童福祉課
教育相談所の教育相談事業	小学生から高校生までのいじめや不登校に関する相談を月曜日から土曜日まで行う。(電話相談は夜8時30分まで受付)	指導課
教育センターの整備 《新規事業》	教育諸課題に対する調査研究や開発機能、研修機能、教育情報センター機能、教育相談機能を合わせ持った教育センターの設置により、教育相談所の充実を図る。	指導課
青少年指導相談室	青少年の非行、問題行動等で悩んでいる保護者や青少年の相談業務を行う。	生涯学習課

健やかな身体づくりの推進

事業名	事業の内容	担当課
親子ふれあい体操教室	幼児期に親子が一緒に運動する体験として、遊び的要素を取り入れながら平衡性、敏捷性等の運動神経の発達を促し、また、親子のスキンシップが図れる内容のプログラムを設けて行う。	体育課
部活動外部指導者派遣事業(再掲)	中学校における部活動において外部指導者を積極的に活用し、部活動の充実を図る。	指導課
小中学校体育施設開放(再掲)	小・中学校体育施設を学校教育に支障のない範囲において開放し、地域指導者による青少年のスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図る。	体育課
学校保健事業	家庭や地域、関係機関との連携を図りながら健康相談活動、保健指導を通じたヘルスプロモーションの考え方を身につける。(市内小中学校で指導計画に基づき行う。)	学校課

不登校児への支援の充実

事業名	事業の内容	担当課
教育相談所の適応指導教室	市内3箇所では適応指導教室を開催し、不登校児童生徒の指導を行う。また、学校復帰に向けて個別指導を行う。	指導課
教育相談所の家庭訪問相談	専任の訪問相談員が不登校児生徒等への家庭訪問を実施し、学校復帰に向けて個別指導を行なう。	指導課
学校における支援要員の配置	さわやか相談員、スクールカウンセラー、ボランティア相談員等を各校に配置する。	指導課

豊かな心を育む事業の充実

事業名	事業の内容	担当課
児童館のお話会	語り手・読み手から直接児童に感動が伝わるような本の読み聞かせや紙芝居を定期的実施するほか、館内の児童向け図書の貸し出しを行う。	児童福祉課
児童館の世代交流・伝承遊び事業	児童館において、世代間交流会、伝承遊びの講習会等を開催する。	児童福祉課
保育所のふれあい交流	近隣の高齢者施設やデイケア施設、障害児療育施設等で高齢者や障害者等との交流を図る。また、小中学生、高校生が子育てや地域に関心を深め、将来の子育てに関する貴重な体験になるよう乳幼児などとのふれあい交流の機会を促進する。	保育課 指導課
「人権の花」運動	小学校児童を対象として、草花等の栽培を通して相手の立場を尊重し、協力、感謝、思いやりの心をはぐくむ。	人権推進課
人権問題に関する映画会及び座談会	幼稚園児や保護者を対象に人権映画会(アニメ)を開催し、親子に共通の話題を提供するとともに、子育てやいじめ等の人権問題について意見交換を行い、人権擁護委員と保護者が一緒に人権について考え、人権意識を育てる。	人権推進課
心の教育の推進	各学校での道徳の授業及び道徳教育振興会議による道徳教育の充実を図る。また、心のノート等を活用し道徳の授業を充実させるとともに、学校教育全般に渡って豊かな心の育成を図る。	指導課
公民館のふれあい交流事業	児童を対象にリトミックやゲームなど、子どもと親、また子ども同士がいっしょに参加する事業を行なう。	生涯学習課

(3) 地域に関かれた学校づくりを行います

現状と課題

学校は、子どもたちの学びの場であるとともに、地域の交流の場となる社会資源です。教育現場における地域の人たちとの交流は、学校の活性化にもつながります。

本市では、地域の人材を総合学習の講師や部活動の指導者に迎えることや、体育館等の学校施設を地域へ開放するなど、学校と地域の交流を進めています。

今後も、地域の住民を交えた総合学習の実施や、幅広い世代が交流するスポーツ・レクリエーション活動、文化活動等を開催し、地域の多様な経験を持つ人や団体等との交流を活発にすることが求められています。

学校運営に地域の意見を積極的に取り入れるための仕組みとして全国的に導入された「学校評議員制度」の活用や中学校における学校選択制の導入など、地域・家庭と学校との連携を図り、地域に根ざした個性豊かな学校づくりを進めることが求められています。

施策の方向と具体的事業

地域住民との交流の促進

地域の人たちとの交流は、子どもの社会性の育成に大きな役目を果たし、学校の活性化にもつながります。学校と地域が連携し、多様な経験を持つ人や地域の活動団体等との交流を進めます。

学校施設の活用

学校施設は、子どもたちにとっての学び舎であると同時に、地域を代表する中心的な施設でもあります。青少年スポーツを始め、幅広い世代が交流するスポーツ・レクリエーション活動・文化活動等を開催するため、学校の教室や校庭、体育館等の活用を進めます。

個性豊かな学校づくり

地域の実情に応じた学校選択性の導入や、学校評議員制度の活用等により、地域・家庭と学校との連携、協力を図り、地域に根ざした個性豊かな学校づくりを進めます。

地域住民との交流の促進

事業名	事業の内容	担当課
教育ボランティアの活用	総合的な学習の時間などにおいて、地域みなさんによる授業参加を積極的に導入し、児童生徒との交流を図る。	指導課
部活動外部指導者派遣事業（再掲）	中学校における部活動において外部指導者を積極的に活用し、部活動の充実を図る。	指導課

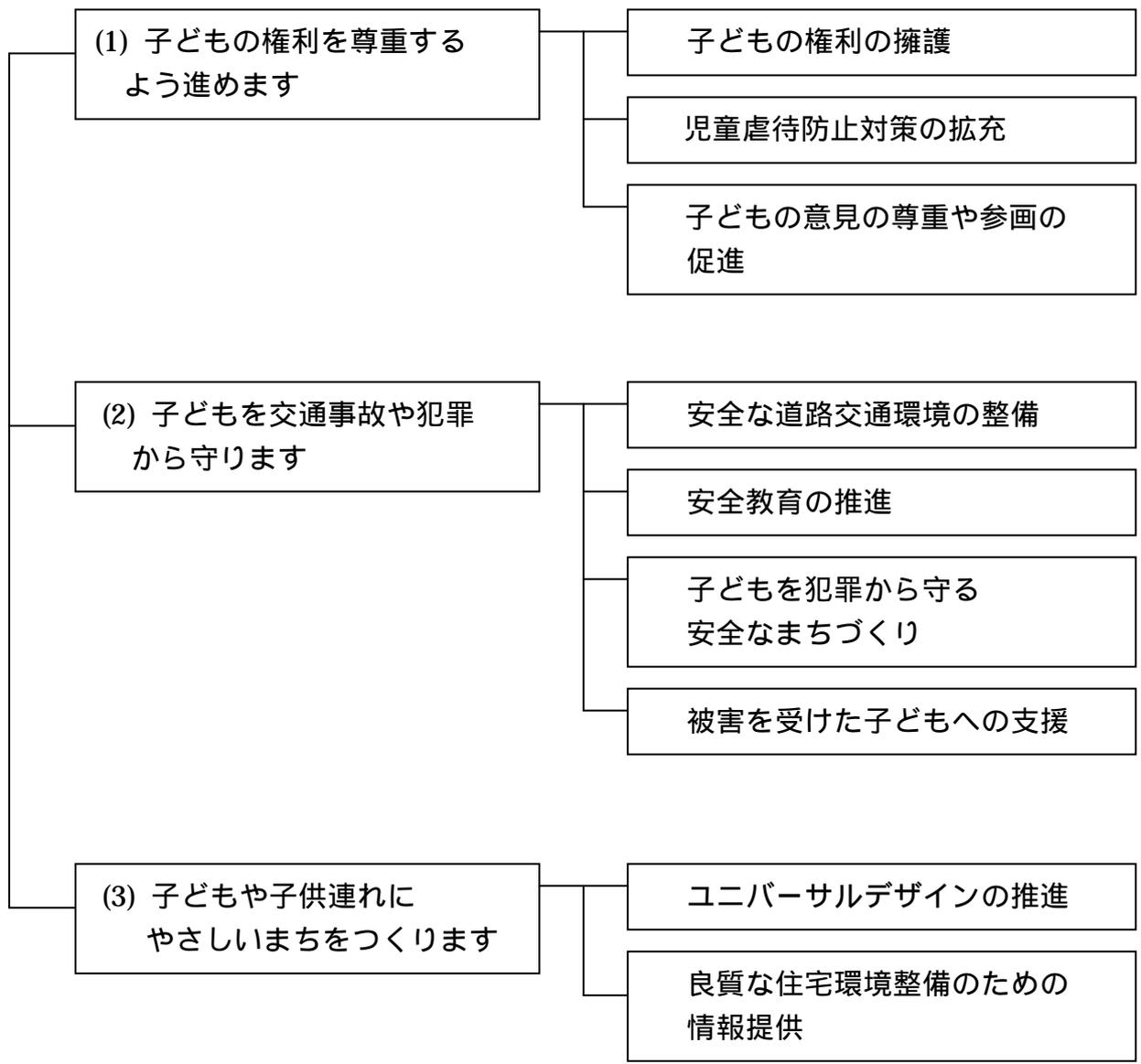
学校施設の活用

事業名	事業の内容	担当課
小・中学校体育施設開放（再掲）	小・中学校体育施設を学校教育に支障のない範囲において開放し、地域指導者による青少年のスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図る。	体育課
学童保育事業	放課後児童の健全育成を図るため、小学校の余裕教室や多目的室及び学校敷地内を活用し、学童保育事業の拡充に努める。	保育課
地域子ども教室推進事業（再掲） 《新規事業》	公共施設等を利用し、放課後や週末等に安全・安心に、継続的な活動のできる場の整備として、子どもの居場所づくりに取り組む。	生涯学習課

個性豊かな学校づくり

事業名	事業名	担当課
学校評議員制度	学校評議員制度等を活用し、外部の意見を積極的に取り入れることにより、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進する。	指導課
中学校選択制	現在の通学区域制度をこれまでどおり維持していくことを基本とし、その上で、他の中学校への通学を希望する就学予定者や保護者の意向にできるだけ沿って就学する学校指定を行う。	学校課

4 子どもにやさしいまちづくりを進めます



(1) 子どもの権利を尊重するよう進めます

現状と課題

わが国は、国連が採択した「児童の権利に関する条約」を平成6年に批准したことにより、子どもの人権を擁護するとともに、子どもが社会の一員として自らの意見を表明し社会に参加する権利を拡充することが求められています。本市では、市制40周年を記念し、「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づき、子ども一人ひとりを権利の主体として尊重するため平成10年に「子ども憲章」を制定しました。

今後も、「児童の権利に関する条約」や「子ども憲章」の趣旨に基づき啓発活動を進めるとともに、子どもが参加する各種行事に子どもの意見を反映させることにより、子どもの参加する権利の確保や社会参加意識を向上させることが求められています。

また、平成16年の児童虐待防止法の改正により、児童虐待は、明確に人権侵害であることが謳われました。家庭という密室における暴力や育児放棄等の児童虐待が全国的に増加し、子どもの生命に関わる事件も発生しています。

越谷市では、福祉・医療・保健・教育、人権擁護団体、警察、庁内関係課からなる児童虐待防止ネットワーク会議を設置し、関係諸機関の有機的な連携、協力を図っています。また、虐待の芽を摘むため相談体制の充実やハイリスク家庭を把握するため母子保健事業を通して虐待予防に努めています。

今後は、児童相談が市町村の役割になることを踏まえ、相談体制の充実や虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図ることが求められています。

施策の方向と具体的事業

児童の権利の擁護

子ども一人ひとりの権利を守り育むため、児童の権利条約について広く市民に周知するとともに、児童の権利擁護の推進を図ります。

児童虐待防止対策の拡充

市の児童虐待防止の体制を整備するとともに、虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、福祉・医療・保健・教育、人権擁護団体、警察等、関係諸機関の協力体制の充実を図ります。

子どもの意見の尊重や参画の促進

子どもの自らの意見を表明し、社会に主体的・積極的に参加する権利を尊重しなければなりません。子どもにとっても、社会に関わる経験は、社会性を見につけ、自立していくうえで、大きな役割を果たすため、子どもに関わる各種行事やイベント事業等の企画運営への参加を促し、意見を反映させる機会を提供します。

子どもの権利の擁護

事業名	事業の内容	担当課
こどもの権利等啓発活動	児童福祉週間、児童虐待防止推進月間などの機会をとらえ、子どもの権利等に関し、パンフレットやポスターなどを活用した啓発活動を進める。	児童福祉課
越谷市子ども憲章の啓発活動	子どもたちの健やかな成長と子どもたち自身が自ら考え行動できる指針としての子ども憲章について、青少年健全育成冊子やその他印刷物に子ども憲章を定期的に掲載し啓発活動を進める。	生涯学習課
人権教育推進事業	人権教育研修会等を実施、子どもの権利擁護についての意識を高める。	指導課
人権相談	人権擁護委員が様々な人権問題に対して毎月定期的に相談に応じ、問題解決に助言・援助等を行う。	人権推進課
市民まつりにおける啓発活動	人権についてのアンケートや啓発物等を配布し、市民一人ひとりの人権意識を育てるとともに、人権擁護委員制度の普及に努める。	人権推進課
人権週間における啓発活動	世界人権宣言が国連で採択されたことを受け、わが国では12月4日から10日を人権週間としている。この期間中、世界人権宣言パネルの展示、人権標語の掲出、パンフレット・小冊子等啓発物の配布などの人権啓発活動を行う。	人権推進課
福祉保健オンブズパーソン制度	子どもの権利等の擁護を推進するため、福祉保健オンブズパーソン制度の活用を図る。	介護保険課



児童虐待防止対策の拡充

事業名	事業の内容	担当課
児童虐待防止ネットワークの推進	児童相談所、医師会、警察署、民生・児童委員協議会などの機関で構成され、児童虐待防止に向けた研修や情報交換などを通して、ネットワーク体制の強化、連携を図る。	児童福祉課
児童福祉に係る相談、指導及び措置	社会福祉主事が、子育てに関する不安や悩み等の相談を受け、適切な指導・助言を行うとともに、他の機関へもあっ旋や紹介を行う。また、市内の児童施設や学校、児童相談所など関係機関との連携を図り、虐待の発生の予防、早期発見と早期対応に努める。	児童福祉課
妊産婦・新生児訪問（再掲）	助産師等が家庭訪問し、妊娠・出産・育児について相談を受け、子育ての悩みや不安の解消など、必要な対応を図る。	市民健康課
家庭訪問（再掲）	保健師等が子育ての悩みや不安などを抱える家庭や健診未受診家庭を訪問し、育児や健康などの相談を受け、助言・指導を行う。また、他の子育て機関との連携を図り、適切な支援を行う。	市民健康課
グループカウンセリング 《新規事業》	育児不安の強い母親等を対象として、心理職員・保健師によるグループカウンセリングを実施し、支援を図る。	市民健康課
教育相談所の教育相談事業	子どもへの虐待に対して、学校や関係諸機関との協力体制を整備する。また、定期的に事例検討会を開催し、対応等についての研修を行う。	指導課
民生委員・児童委員活動	地域の身近な相談役としての民生委員・児童委員、主任児童委員が、児童問題の早期対応ができるよう、学校などの関係機関との連携を図る。	社会福祉課

子どもの意見の尊重や参画の促進

事業名	事業の内容	担当課
子どもの意見の尊重や参画の促進	子どもに関わる各種行事やイベント事業などを実施する際に、子どもの意見が十分反映されるよう実施機関は配慮することとする。また、実施にあたり児童スタッフを募集するなど事業の企画・運営への参加を積極的に進めていく。	関係各課

(2) 子どもを交通事故や犯罪から守ります

現状と課題

近年、子どもの交通事故や、子どもを狙った犯罪が多発しています。

本市では、交通事故を未然に防ぐために、交通安全標識の設置や歩道の整備など道路環境の整備を進めています。また、子どもや保護者を対象にした交通安全教育や、交通指導員による立哨指導を実施しています。

子どもが犯罪に巻き込まれないように、本市では、小中学校の児童・生徒全員に携帯用の防犯ブザーを配布するとともに、不審者や事故及び災害から子どもを守るために、児童・生徒の避難訓練や不審者への対応訓練などを実施しています。さらに、PTAでは、不審者等にであった場合に助けを求める家として「子ども110番の家」を設けています。

今後も、子どもが交通事故や犯罪にあわないように、道路や街の環境整備を進めるとともに、子どもたち自らが自分を守るための教育や地域住民の連帯による犯罪予防の活動を充実していくことが求められています。子どもが犯罪、いじめ、児童虐待等にあった場合、子どもへのカウンセリングを関係機関との連携を図り、被害にあった子どもの立ち直りを支援していく必要があります。

施策の方向と具体的事業

安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの親等が安全・安心して通行することができるように、歩道の整備等、生活道路における道路環境の整備を進めます。

安全教育の推進

子どもを交通事故や犯罪から守るために、子どもや子育て中の親を対象とした交通安全教育・防犯教育を推進するとともに、子ども自身が犯罪から身を守るための知識や技能習得の学習機会の提供を行います。

子どもを犯罪から守る安全なまちづくり

子どもを犯罪等の被害から守るため、通学路・公園等の安全対策を進めるとともに、地域の防犯活動を支援します。

被害を受けた子どもへの支援

犯罪、いじめ、児童虐待等の被害を受けた子どもの立ち直りを支援するため、専門機関との連携を図ります。

安全な道路交通環境の整備

事業名	事業の内容	担当課
交通安全対策事業	<p>交通事故の未然防止や歩行者・自転車利用者等の安全確保を図るため、危険箇所や交通事故発生箇所などに交通安全関係機器（道路反射鏡・道路照明灯・道路標識など）の設置や緊急かつ応急的に対策が必要な箇所の整備（区画線・すべり止め・交差点紙など）などを行う。</p> <p>通学路の安全整備等に関する各学校の要望については、教育委員会と連携を図る。</p>	交通防災課
道路環境の整備	新設道路及び既設道路の歩道整備を実施する。	道路街路課

安全教育の推進

事業名	事業の内容	担当課
交通安全指導事業	<p>登校時における児童の交通安全対策として、交通指導員による朝の交差点等での安全指導を行う。また、交通ルールやマナーの正しい知識を子どもたちが身につけられるよう、小学校・幼稚園・保育所等において、交通安全教室を開催するとともに、保護者を対象に交差点等での安全な通行方法の指導も行う。</p>	交通防災課
学校安全教育	<p>事故や不審者から児童生徒を守るための危機マニュアルを作成するとともに、交通安全教室や避難訓練、不審者への対応等の訓練を実施する。</p> <p>また、小中学校の児童・生徒全員に防犯ブザーを配付し、携帯させる。</p>	指導課

子どもを犯罪から守る安全なまちづくり

事業名	事業の内容	担当課
『子ども110番の家』活動への支援	P T Aを中心に活動している「子ども110番の家」事業を支援する。	生涯学習課
地域の防犯活動への支援	自治会やP T Aが行う地域防犯パトロール活動などを支援する。	地域活動推進課
地区青少年指導活動	地域青少年指導員を中心に青少年非行防止パトロール等を実施する。	生涯学習課

被害を受けた子どもへの支援

事業名	事業の内容	担当課
児童相談所との連携	子どもの問題について、家族やその他からの相談に応じているが、必要な調査及び指導を行うにあたり、医学的、心理学的等の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めるなど他の専門機関との連携を図り支援を行う。	児童福祉課
教育相談事業	子どもへのカウンセリングを行うとともに、関係機関との連携を図り支援する。	指導課



(2) 子どもや子ども連れにやさしいまちをつくります

現状と課題

子どもや子どもを連れている人が、安全に外出できる生活環境の整備が必要です。本市では、福祉のまちづくりに関する法律や条例に基づき、歩道や施設の段差解消等のバリアフリーのまちづくりや、公共的建築物及び民間建築物について、事業者に対してバリアフリー化の指導を進めてきました。

障害者や子育て家庭のみならず、誰もが安心して、快適に生活できるようにユニバーサルデザインの考え方に基いたまちづくりが課題となっています。

生活の基盤となる住宅については、子育て家庭が暮らしやすい住宅となるよう、また将来のライフスタイルや家族構成を見据えた住宅建設ができるよう情報提供をしていく必要があります。

施策の方向と具体的事業

ユニバーサルデザインの推進

子どもや子育て家庭のみならず、だれもが安心して、快適に生活できるように、公共施設のバリアフリー化等、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。

良質な住宅環境整備のための情報提供

子育て家庭が暮らしやすい住宅建築へのアドバイスや、広くゆとりのある住宅の確保に関する情報提供を進めます。

ユニバーサルデザインの推進

事業名	事業の内容	担当課
市街地開発事業	市街地再開発事業や区画整理事業、レイクタウン事業を進めるにあたり、事業者に対し、バリアフリーの誘導を図るなどユニバーサルデザインを促進する。	都市整備推進課 市街地整備課 再開発課
公共サインの整備	わかりやすいまちの構造をつくるための具体的手段として、主に公共施設への案内誘導サインの整備を行う。また、越谷らしさの表現や景観にも配慮した総合的なサインをめざし調査・計画を進める。	都市計画課

良質な住宅環境整備のための情報提供

事業名	事業の内容	担当課
良質な住宅環境のための指導	子どもや子育て期の親だけでなく、高齢者や障害者を含めたすべての人にとって円滑に利用できる公共的建築物の建築を促進するため、継続して指導を行う。	建築住宅課



第5章 目標事業量の設定

目標事業量の設定

は特定 14 事業

事業名	現 況	目標事業量 (平成 21 年度末)	備考
つどいの広場事業	1 カ所・新越谷駅ビル内（花田学童保育室、男女共同参画支援センターで週 1 回開催）	7 カ所	本市では「子育てサロン」、現在の取組みを継続しつつ、地域の公共施設などを活用し、拡大を図ります。
地域子育て相談 (子育てに悩みや不安をもつ方の相談)	地区センター 2 カ所 月各 1 回開催	地区センター 6 カ所 月各 1 回	主に個別相談を行います。
保健センターの赤ちゃん広場事業 (0 歳児の親子を対象に子育て・情報交換)	1 カ所 月 1 回 (年 1 2 回)	1 カ所 月 1 回 (年 1 2 回)	
地域子育て支援センター事業 (増林保育所に設置。育児相談、一時保育、子育て講座など)	1 カ所	4 カ所	保育所(園)の新設、増設の際に、地域子育て支援センター機能の併設を検討します。
通常保育事業 (平日は午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分・土曜日は正午まで)	2 5 カ所 (公立保育所と私立保育園) 通園児童数 2,554 人	2 7 カ所 定員 2,752 人	保育ニーズは増加傾向にあり、定員増や民間保育園の整備を促進します。
幼保一体施設の整備促進 (幼稚園と保育所が一体となった施設)	1 カ所 (平成 1 6 年度開設)	2 カ所	
家庭保育室 (生後 6 週間から 3 歳未満児の保育)	2 4 カ所	2 5 カ所	
延長保育事業 (午前 7 時から午後 7 時までの保育時間)	2 7 カ所 (公立保育所 1 8 カ所、私立保育園 7 カ所など) 児童数 2,553 人	2 9 カ所 定員 2,733 人	南越谷・北越谷保育ステーションでは午前 6 時 30 分から午後 9 時までの間の対応をします

事業名	現況	目標事業量 (平成 21 年度末)	備考
一時保育 (保護者の疾病、冠婚葬祭等の理由により保育)	9カ所 (南越谷・北越谷保育ステーション、地域子育て支援センター、私立保育園) 児童数 63人	12カ所 定員 95人	保育ステーション、地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターでも対応します。
特定保育事業 (週2~3回程度、または午前のみなどの保育)	3カ所(南越谷・北越谷保育ステーション、地域子育て支援センター) 定員 45人	6カ所 定員 75人	パート労働など勤務形態の多様化で需要増加が見込まれます。
休日保育事業 (休日に保育)	2カ所(南越谷・北越谷保育ステーションで、年末年始を除く) 定員 35人	2カ所 定員 110人	ほぼ毎週の日曜・祭日に利用を希望する家庭があります。
夜間保育事業 (午前11時から午後10時までの11時間とする保育)	2カ所(南越谷・北越谷保育ステーションで、午後10時まで) 定員 35人	2カ所 定員 35人	
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て支援を受けたい人で行いたい人の会員組織)	1カ所 (利用会員 399人、提供会員 187人)	1カ所	対象年齢の拡大も含めて、ファミリー・サポート・センター事業の拡充を図ります。
緊急・リフレッシュ保育 (家族の看病や育児疲れなどの時に私立保育園で保育)	7カ所	9カ所	

事業名	現況	目標事業量 (平成 21 年度末)	備考
病後児保育事業 (施設型・病気回復期にある保育園児を病院等で一時的に預かる)	未実施	2カ所 定員 8人	保育所に通園している病気回復期の乳幼児を、病院等に付帯された施設で預かる「乳幼児健康支援一時預かり事業」の実施を検討します。 また、看護師等を派遣して保育する派遣型についても、検討します。
トワイライトステイ事業 (平日夜間または休日に、児童の預かりと食事等の提供)	ファミリーサポートセンター事業で、午後 10 時まで対応	定員 6人 (1日の最大利用者数)	現在のサービスを充実のほか、保育ステーションでの事業展開を検討します。
ショートステイ事業 (児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う)	未実施	定員 4人 (1日の最大利用者数)	児童相談所の一時保護で対応が可能。児童福祉施設等や非施設型での利用を検討します。
放課後児童健全育成事業	33カ所(公立学童保育室、民間学童保育室、私立幼稚園・私立保育園学童保育室、小学校区に設置) 児童数 1,526人	49カ所 定員 2,020人	今後も学童保育室への入室動向を見極めながら、学童保育室の拡充を検討します。
障害児・者複合施設建設事業	障害児・者の通園、通所施設の複合施設建設に向けて運営方針等を検討中。	1カ所	
乳児健康診査	受診率 90%	受診率 93%	
幼児健康診査	受診率 90%	受診率 93%	
妊産婦訪問	600件	1400件	
新生児訪問	600件	1400件	
家庭訪問	150件	360件	

事業名	現況	目標事業量 (平成 21 年度末)	備考
ヘルシーキッズ (幼児の肥満・虫 歯 予 防 の 健 康 教 室)	3 回開催 親子 7 5 組	5 回開催 親子 1 2 5 組	
地区センター・ 公民館の整備及 び活用	1 3 地区に設置 (うち大型館 4 カ所)	大型館 7 カ所	
地域子ども教室 推進事業 (公共施設の利用 により、児童が放 課後や週末等に活 動できる場)	平成 1 7 年度 4 カ所で開 催予定	4 カ所	文部科学省 緊急 3 カ 年計画
教育センターの 整備	増林地区センターとの複 合施設として建設に向け て検討中	1 カ所	

特定 14 事業について

国における少子化社会対策の新たなプラン(子ども、子育て応援プラン)策定のため、地方公共団体が、ニーズ調査等をもとに、その具体的な数値目標を定め、国に報告した 14 項目にわたる事業です。

第6章 計画推進のために

1 家庭、地域、企業の役割

本計画は、子どもがのびのびと育ち、家庭がいきいきと子育てができるような環境づくりを目指して、行政の取り組みを中心にまとめられています。次世代育成支援は、直接、子どもや子育てをしている家庭だけの問題ではなく、世代を越えた市民一人ひとりにかかわる重要な課題であることを認識することが必要です。

子どもの育ちや子育てを社会全体で支えていくことの必要性を、様々な機会を通じて働きかけていくとともに、行政の取り組みと併せて、特に子育ての基本となる家庭や地域、企業に次のような役割が期待されます。

家庭は、子どもの人間形成に重大な役割を果たします。そのため愛情をもって子育てを行い、子どもの基本的な生活習慣や信頼感、自立心を育てることが望まれます。また、子どもに家庭や社会のルールを身につけさせことも大切なことです。子育てで悩み、負担を感じたら一人で抱え込まず、積極的に心身のリフレッシュに心がけ、家族みんなでゆとりを持った子育てが大切と思います。

地域は、子どもが安全で安心して過ごせるためには、大きな役割が期待されます。地域の子どもたちに声をかけ、子どもたちを知るとともに、子どもたちの居場所づくりが求められます。このため、地域の行事やイベントを積極的に開催し、子どもたちが集まれる機会をつくることが重要です。

また、子どもたち自身が地域の活動等に参加し、地域の大人たちとの関わりを深めるとともに、自治会に参加することにより顔見知りを広げ、地域の大人との関係を深めることも必要とされます。

企業は、職業生活と家庭生活との両立が図れる環境づくりが求められます。昨今の厳しい経営環境や本市には就業人員の少ない事業所が多い状況ですが、次世代育成支援対策推進法に基づき、雇用環境の整備が必要とされます。

また、子どもたちに社会との関わりや就労を考える機会提供を行うため、子どもたちの職場体験や見学の積極的な受け入れが望まれます。

2 関係団体・機関との連携

市民ニーズの多様化やきめ細かなサービスを提供していくためには、行政サービスの充実と併せて、市民やNPO、地域団体などの各種団体との連携・協力をはかりながら進めていく必要があります。

特に、本市は13地区からなる公民館区を中心に地域活動が展開され、各地区には、地域活動の中核となる地区連合自治会やコミュニティ推進協議会をはじめ、子ども会、スポーツ等の団体が数多く組織されています。これらの諸団体との連携協力のもと、本計画を推進できるよう努めてまいります。

また、子育てに関係する団体・サークル等とのネットワークの強化充実を図ってまいります。

3 事業の進捗状況の把握及び報告・公表

本計画を推進するにあたり、庁内関係課からなる連絡調整会議を開催し、本計画で掲げた事業の実績や進捗状況を把握するとともに内部調整をしてまいります。

市は、越谷市児童福祉審議会に本計画の進捗状況等について定期的に報告をするとともに、その内容を市民に対しても公表します。さらに、行動計画の推進や次世代育成支援の普及を図るため、市民の方が主体となって参加協議ができる仕組みづくりを検討します。

また、本計画（前期）の期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間です。この間、事業の評価や進捗状況等の考察を行い、定期的に行う本計画の進捗状況等の報告や公表に対する児童福祉審議会や市民からの意見等を踏まえ、今後の事業の執行や後期計画（平成22～26年度）への反映を行います。

資料編

越谷市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法に基づく市行動計画の策定に際し、必要な事

項を協議し、計画原案を作成するため、越谷市次世代育成支援行動計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置するとともに、その運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 策定委員会は、次の事項を審議する。

(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく市行動計画策定に関すること

(2) その他行動計画の策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には、児童福祉部長を、副委員長には、健康福祉部長をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、行動計画策定が完了するまでとする。

(会議)

第5条 委員長は、策定委員会を代表し、会議の座長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(専門部会)

第7条 策定委員会に、専門的事項の検討及び調査研究を行うため、専門部会を置く。

- 2 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には、児童福祉部次長、副部会長には、健康福祉部次長を充てる。
- 3 専門部会の部会員は、別表2に掲げる課の課長相当職もしくは課長補佐相当職にある者及び児童の育成に関わる専門職員をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会を代表し、会議の座長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第8条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

3 専門部会に連絡調整会議を置き、部会長は、必要に応じて会議を開くことができる。

- 4 部会長は、会議の結果を策定委員会に報告しなければならない。

(連絡調整会議)

第9条 行動計画の特定項目の検討及び計画案の全体の調整を図るため、保育、母子保健等に関わる専門部会員により連絡調整会議を随時開催することができる。

- 2 連絡調整会議は、必要があると認めるときは、関係課から説明を求め、又は意見を聴取することができる。
- 3 会議結果は、部会長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 策定委員会及び専門部会の庶務は、児童福祉部児童福祉課が処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか策定委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

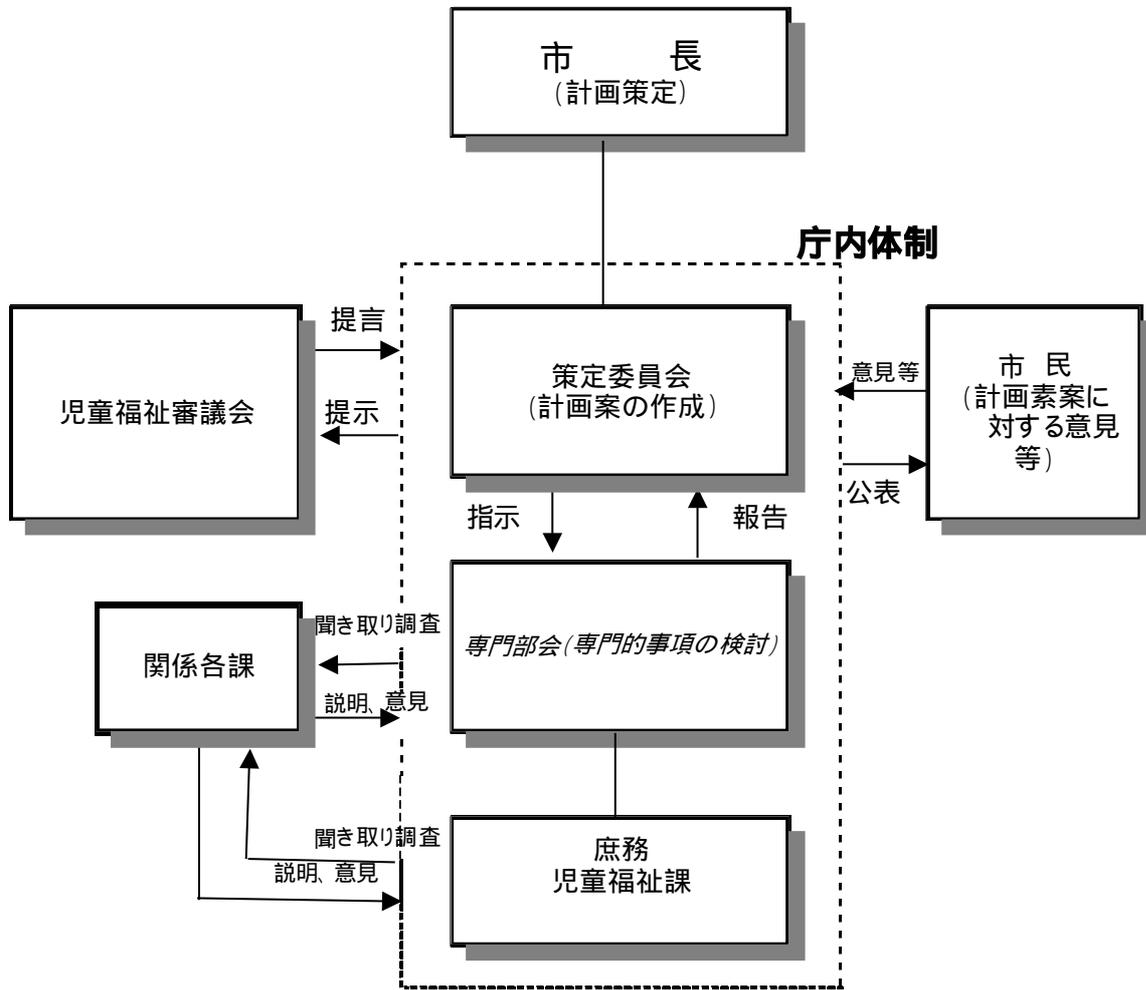
行動計画策定委員

企	画	部	長
総	務	部	長
市	民	部	長
健	康	福	祉
部		部	長
児	童	福	祉
部		部	長
環	境	経	済
部		部	長
建	設	部	長
都	市	整	備
部		部	長
市	立	病	院
事	務	部	長
教	育	委	員
会	教	育	総
務	部	長	
教	育	委	員
会	生	涯	学
部	習	部	長

行動計画策定委員会専門部会

企	画	部	企	画	課
総	務	部	人	事	課
市	民	部	地	域	活
動	推	進	課		
健	康	福	祉	部	社
会	福	祉	課		
健	康	福	祉	部	障
害	福	祉	課		
健	康	福	祉	部	市
民	健	康	課		
児	童	福	祉	部	児
童	福	祉	課		
児	童	福	祉	部	保
育	課				
環	境	経	済	部	交
通	防	災	課		
環	境	経	済	部	産
業	振	興	課		
建	設	部	道	路	街
路	課				
都	市	整	備	部	公
園	緑	地	課		
都	市	整	備	部	建
築	住	宅	課		
市	立	病	院	事	務
部	庶	務	課		
教	育	総	務	部	総
務	課				
教	育	総	務	部	指
導	課				
生	涯	学	習	部	生
涯	学	習	課		
専	門	職	員		

計画策定体制



計画策定にかかる越谷市児童福祉審議会の開催経過

平成16年	第1回審議会
4月27日	(1) 委嘱状交付 (2) 次世代育成支援行動計画策定について
	第2回審議会
7月21日	(1) 次世代育成支援行動計画策定体制について (2) 子育て実態調査報告の概要について (3) 次世代育成支援行動計画策定について (4) 次世代育成支援行動計画の特定14事業について
	第3回審議会
8月17日	(1) 次世代育成支援行動計画策定について 基本理念について 施策体系について 特定14事業について
	第4回審議会
11月10日	(1) 次世代育成支援行動計画策定について 基本理念について 基本目標及び基本施策について
	第5回審議会
12月20日	(1) 次世代育成支援行動計画策定について 基本施策について 個別事業について
	第6回審議会
平成17年	(1) 次世代育成支援行動計画策定について
1月12日	計画素案について
	第7回審議会
3月17日	(1) 次世代育成支援行動計画(素案)に対するパブリック コメント結果について (2) 次世代育成支援行動計画について 計画素案について

越谷市児童福祉審議会委員名簿

氏名	選出母体等
齋藤晴夫	埼玉県越谷児童相談所所長
田辺博義	埼玉県越谷保健所所長
坂田庸子	越谷子育てサークルネットワークの会相談役
遠藤進	越谷私立保育園協会会長・第二越谷保育園園長
鈴木操	越谷市商工会理事
大川洲三男	越谷市民生委員・児童委員協議会会長 H16.11.30退任
佐藤光	越谷市民生委員・児童委員協議会会長 H16.12.20就任
渡辺ひとみ	越谷市民生委員・児童委員協議会主任児童委員
先名紀子	越谷市子ども会育成連絡協議会副会長
山崎理恵	越谷青少年相談員連絡協議会会長
東千寿子	越谷市私立幼稚園協会監事
会田俊	越谷市小学校校長会
神谷園江	越谷市中学校校長会
淵野彩子	越谷市PTA連合会副会長
稲葉一美	埼玉県立越谷養護学校校長
清水玲子	埼玉県立大学短期大学部教授
櫻井慶一	文教大学教授
大村純一郎	越谷市医師会理事
對馬利江子	公募委員
田井玲子	公募委員
稲本尚司	公募委員

越谷市子ども憲章

本市では、市制40周年を記念し、21世紀を担う子どもたちの健全な成長を願うとともに、子どもたち自身が自ら考え行動できる指針として、その目標や理想を定め、子どもは自立に向け努力し、大人は子どもの自立を支える糧となるよう、子ども憲章を平成10年11月3日に制定しました。

水と緑と太陽に恵まれた越谷市の未来を担うわたしたちは、
夢と誇りを持ち、みんな仲良く助け合って生きていくことを誓い、
ここに「越谷市子ども憲章」を定めます。

自立 - わたしたちは、互いに認め励まし合い、

自分の道を歩んでいきます。

責任 - わたしたちは、礼儀正しく、きまりを守り、

責任を持って行動します。

健康 - わたしたちは、生命を大切にし、

明るく、たくましく生きていきます。

感謝 - わたしたちは、思いやりの心と、

“ありがとう”の気持ちをもち続けます。

環境 - わたしたちは、自然や文化を大切にし、

環境にやさしくします。

用語解説

NPO

民間非営利組織。「Non-Profit Organization」「Not-for Profit Organization」の略で、利益の追求よりも社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織（団体）のことです。

活動はさまざまな分野に及んでいるが福祉を主な活動にする組織が圧倒的に多い。平成10年12月にNPO法（特定非営利活動促進法）が施行され、福祉や地域づくりなどを行う市民活動団体が比較的簡単に法人格を取得できるようになっています。

LD (learning disabilities)

知的発達に大きな遅れはないのに、学習面で特異なつまづきや習得の困難をもちがちな児童生徒に対して用いられる発達障害を指す概念で、学習障害と訳されます。

エンゼルプラン

「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」は、平成6年12月に、文部・厚生・労働・建設4大臣合意により策定され国の子育て支援対策が本格的にスタートしました。これを引き継いで、平成11年「重点的に推進すべき少子化対策の具体的計画（新エンゼルプラン）」が大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣合意により策定されました。越谷市においても国の動向を踏まえて、越谷市エンゼルプラン（平成13年度～17年度）を策定しました。

キャリア・コンサルタント

その人の適性や職業経験等に応じて、自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業能力開発を効果的に行うことができるようアドバイスする相談員のことです。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを産むとした場合の子どもの数のことです。

交通バリアフリー法

正式名称は、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」です。平成12年公布され高齢者や身体障害者、妊産婦などが公共交通機関を安全に利用しやすくするために、公共交通事業者により鉄道駅、バスターミナル、旅客船・航空旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、航空機などのバリアフリー化を推進する

とともに、市町村においては、駅などを中心とした一定の地区において基本構想を策定し、周辺の道路や広場、信号機などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進することを定めた法律です。

越谷市健康づくり行動計画「いきいき越谷21」

健康寿命をのばすことをめざし、行動目標と数値目標を具体的に掲げ、市民一人ひとりが主体となり、健康に関連する団体及び行政の支援のもとに健康づくりを進めるために策定された計画です。計画期間は平成15年度～22年度となっています。

越谷市産業雇用支援センター

産業雇用支援センターは、越谷市産業の振興と雇用対策の強化を図る情報の受発信拠点施設として、企業の創造性の発揮による競争力の強化と、新たな産業を振興し雇用創出を図ることを目的に設置された施設です。

子育てサロン

保護者の子育ての負担感の軽減等図るため、相談員（子育て経験者）を通して子育てに関する悩みを相談したり、子育て中の方同士の交流を行っています。

越谷市産業情報ネットワーク

越谷市産業情報ネットワーク（こしがやiiネット）は、越谷市の産業行政分野（商工業・農業・労働・観光物産）に関する情報をはじめ、国・埼玉県及びその他の支援機関の産業情報を一元化し提供しているウェブサイトです。特徴として、市民や企業の方々を対象としたイベント情報や募集情報等を即座に提供できるトピックスサイトを備えています。

児童虐待防止ネットワーク

住民にもっとも近い市町村においては、家庭の（親子の）状況を把握しやすく、また家庭の支援に対し迅速に対応することができます。その市町村において、幅広い関係の機関が虐待防止のための共通知識を持ち、連携するためのネットワークです。越谷市においても平成11年に越谷市児童虐待防止ネットワーク会議を設置しました。

児童の権利に関する条約

18歳未満の全ての子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989年（昭和64年）秋の国際連合の総会で全会一致採択され、日本は1990年（平成2年）9月21日にこの条約に署名し、1994年（平成6年）4月22日に批准されました。

この条約は、子どもの最善の利益を考慮し、保護の対象ではなく権利の主体としてとらえ、生命に対する権利・意見を表明する権利・表現の自由・思想の自由・宗教の自由・集

会の自由・プライバシーの保護などの市民的権利を認めるものとなっています。

小児救急医療支援事業

越谷市では、平成14年12月16日に越谷市小児夜間急患診療所を開所し、夜間における小児の初期救急医療を確保しました。

さらに、平成16年4月1日から5市1町の東部第三地区内4病院（越谷市立病院、草加市立病院、みさと健和病院、吉川中央総合病院）による小児救急医療支援事業がスタートし、休日・夜間の小児の第二次救急医療体制を確保し充実が図られました。

スクール・カウンセラー

カウンセリングは人の課題解決を援助する活動ですが、特に児童生徒の学校生活上の課題解決に関わる援助を中心としたカウンセリングをスクール・カウンセリングとして特定しています。その中心となる担当者をスクール・カウンセラーと呼びます。

スクール・カウンセリングは、学校教育の一領域としての児童生徒指導の中心的活動として位置づけられ、個々の児童生徒がそのかけがえのない個性を実現できるように援助することが期待されています。

第3次越谷市総合振興計画

総合振興計画とは、市の最上位計画として市の最も基本となる計画です。越谷市は、「水と緑と太陽に恵まれた ふれあい豊かな自立都市」をめざし、「持続可能な都市づくり」「多様性に富んだ生活と社会」「少子・高齢社会への対応」「情報化社会への対応」を踏まえた、第3次越谷市総合振興計画を策定している。市民と行政が協働して進める、越谷市のまちづくりの指針となる計画です。

昭和47年の第1次計画、昭和59年の第2次計画を引き継ぎ、平成12年から平成22年までの11年間の計画として、現在、推進しています。

トワイライトステイ事業

ひとり親家庭等で、親の帰宅が仕事等の都合で遅いため、夜間一人で過ごしている子どもを放課後からおおむね夜10時まで預かり、夕食、入浴などを提供する事業です。

ノーマライゼーション

障害者が、一般社会の中で普通の生活が送れるよう、条件を整え、共に生きる社会こそノーマルであるという考えです。デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者施策の最も重要な概念となっています。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上でバリア（障壁）となるものを除去するという意味。1974年（昭和49年）に国連障害者生活環境専門会議が「バリアフリーデザイン」という報告を出したところから、この用語が使用されるようになった。

もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物理的な障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味でも用いられています。

ビオトープ

その地域に暮らす野生の生きものたちが、お互いに関係をもって生きていける場所をいい、それぞれの生物の種（ある程度の大きさの種個体群）がそれぞれの生活上の要求に基づいて、食べ物または栄養をとり、生長し、子を産み・育て、「種」を維持していくことが保証されている空間または環境のことです。

ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行う者と育児の援助を受けたい者で構成された会員組織で、地域における育児の相互援助活動です。一時的・緊急的な保育ニーズに応え、労働者の仕事と育児との両立を可能とすることを目的としています。

ファミリー・フレンドリー企業

仕事と家庭の両立が容易となる様々な制度を導入し、育児休業、介護休業等を取りやすい環境づくりを行う企業を指しています。

越谷市福祉保健オンブズパーソン

福祉保健オンブズパーソンは、市や市の関係する福祉保健サービスに関する苦情を公正・中立な立場で調査・判断し、迅速に問題の解決を図る制度です。

プレーパーク

普通の公園のように整備がされておらず、手づくりの遊具が置かれていたり、火を使った食事作りや穴掘り、泥んこ遊びなど、通常の公園では出来ないようなことが自由に出来る冒険遊び場です。

ヘルスプロモーション（Health promotion）

ヘルスプロモーションとは、自らの健康をコントロールし、改善できるようにするプロセスのことです。

保育ステーション

駅前に保育室（保育ステーション）を設置し、保護者に代わり子どもを保育園に送迎し、日中の保育は保育園で行い、夕方保育園が終了後は保育ステーションに戻り、保護者が迎えにくるまでの保育を行います。さらに、日中空いた保育室（保育ステーション）で、育児相談や一時保育も行っています。

ユニバーサルデザイン

すべての人に使いやすいものであれば、障害者にも使いやすくなるように、身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現をめざしたものです。

リトミック

スイスの作曲家ダルクローズによって草案された音楽教育のための方法です。それが、幼児の感受性や表現力を発達させ、個性を養うという点で児童教育に取り入れられました。リトミック（フランス語）を英語に直すとリズムック、もしくはリズムカルとなります。

越谷市次世代育成支援行動計画【平成17年度～21年度】

みんなで子育て越谷プラン

発行日 平成17年3月

発行 越谷市役所

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-964-2111

ホームページ <http://www.city.koshigaya.saitama.jp>

編集 越谷市児童福祉部 児童福祉課